

# 第5回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 3月 12日（木） 午前 9時30分  
閉会日時 午後 0時18分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

## 出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野 博史
中央図書館長	代田 治		

## 署名委員

委員長

委員

午前 9時 30分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
ただいまから、平成27年第5回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第8号 東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第二 議案第9号 東京都板橋区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第三 議案第10号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第四 議案第11号 東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第五 議案第12号 東京都板橋区教育委員会教育長の職務を代理する事務職員を指定する規則を廃止する規則  
(庶務課)

日程第六 議案第13号 東京都板橋区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第七 議案第14号 東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第八 議案第15号 東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令  
(庶務課)

日程第九 議案第16号 東京都板橋区教育相談員等の設置に関する規則の一部を改正する規則  
(庶務課)

日程第十 議案第17号 東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第十一 議案第18号 東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第十二 議案第19号 東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第十三 議案第20号 板橋区版放課後対策事業地区統括員設置等に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

委員長 日程第一 議案第8号「東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」から、日程第十三 議案第20号「板橋区版放課後対策事業地区統括員設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第8号。  
東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則。  
上記の議案を提出する。  
平成27年3月12日。  
提出者は橋本教育長でございます。  
東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則。  
東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を次のように改正するということで、本日は、地教行法の制度改正、また、組織改正に伴う案件が多数ございますので、内容については私の方からの紹介は省略させていただきますのと、あわせて、提出年月日、提出者についても同様でございますので、以下、説明は省略させていただきます。  
今、一括して提案がありましたものにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものでございます。  
また、一部、組織規則の改正と重なっている部分もございますが、これについては、あわせて、その都度、ご説明をさせていただきます。  
続きまして、議案第9号。  
東京都板橋区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則。  
これも同様でございます。  
続きまして、議案第10号。  
東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。  
こちらについては、地教行法の改正と組織改正に伴うものでございます。  
続きまして、議案第11号。  
東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則。  
こちらについても地教行法の部分でございます。  
議案第12号。

東京都板橋区教育委員会教育長の職務を代理する事務職員を指定する規則を廃止する規則。

こちらも地教行法で、同様でございます。

議案第13号。

東京都板橋区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則。

こちらも同様でございます。

以上でございます。

庶務課長

それでは、私の方から詳細についてご説明させていただきます。

お手元に「教育委員会提出議案資料」というものがあるかと思えます。

1ページおめくりいただきますと、表紙の裏が1ページになってございます。

そちらの方をご覧になりながら、概要について若干のご説明をさせていただきます。

このたびの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、こちらにつきましては、この後、「地教行法」という言葉でくくらせていただきます。この一部改正で大きく3つのポイントが挙げられてございます。

1つ目は、新「教育長」の設置。

現行の委員長職が廃止され、委員長の役割は新教育長に一本化されることとなります。経過措置が設けられておりまして、現在の教育長が教育委員としての任期が満了するまで、または、退任するまでは現行制度による教育長として在職することとなります。

2点目は、ポイントの②にありますけれども、教育委員会によるチェック機能の強化と会議の透明化であります。

具体的には、委員定数の3分の1以上からの会議の招集の請求、事務の管理・執行状況の報告の義務化、議事録の作成・公表が定められてございます。

板橋区の教育委員会では、既に対応しているところでございますが、法改正に合わせて文言の整理等を行ってまいります。

3点目は、区長の権限の強化です。

具体的には、区長と教育委員会による総合教育会議の設置となります。

この総合教育会議におきまして、協議・調整の上、区長が教育施策の大綱を作成することとなります。これに関する対応は、区長部局で行うこととなります。

本日、お諮りする議案第8号から議案第29号まで、一連の通し番号で、こちらの資料ですけれども、ページを振ってございます。

この後のご説明の際には、議案番号とあわせまして、通しページを申し上げたいと考えてございます。

議案の本数から、急ぎ足でのご説明となりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、日程第一 議案第8号「東京都板橋区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」です。

新教育長の設置に伴う改正が、主な改正理由となります。

現行の教育長職が廃止され、委員長の役割は新教育長に一本化されることとなります。委員長を教育長に改めるものでございます。

それと、新教育長は教育委員会の構成員ではありますがけれども、委員ではなくなるため、「委員」を、「教育長又は委員」に改めるというものでございます。

内容では、3ページになります。

第3条3項につきまして、これまで委員2人以上としておりましたけれども、地教行法の第14条第2項で、委員定数の3分の1以上と定められましたので、これに合わせて改めます。

第2章につきましては、委員長職の廃止に伴い着手するものでございます。

職務代理者につきましては、地教行法第13条第2項で教育長が指名することとされてございます。

それと、4ページ。第11条の会議時間ですが、実態に合わせまして、午前10時から午後0時に改めるものでございます。

第17条につきましては、新教育長が委員でなくなることから、「賛成委員」から教育長を含めた「賛成者」に改めるものでございます。

資料の6ページです。

第6章の対応部分につきましては、地教行法の第14条第9項で、議事録の作成が新たに定められました。これに合わせて、「会議録」を「議事録」に改めます。

平成27年4月1日から施行いたしますが、冒頭でもご説明したとおり、現在の教育長が在職する場合には、現行の規程が効力を有する旨の経過措置を設けてございます。

議案第8号につきましては、以上でございます。

続きまして、日程第二 議案第9号「東京都板橋区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」です。

新教育長の設置に伴う改正でございます。

委員長を教育長に改めるものでございます。

資料の9ページになります。

第5条の6号につきましては、時代の趨勢に合わせ、パソコン等の情報通信機器を加えることといたしました。

これは別府委員長からのご助言を生かしたものでございます。

平成27年4月1日から施行いたしますが、この規則も同様に経過措置を設けます。

議案第9号につきましては、以上でございます。

日程第三 議案第10号ですが、本日、資料の差しかえがございまして、

これは、昨日の5時過ぎに区の法規の方から修正が入ったものでございまして、遅れまして申し訳ございません。

内容的には、13ページ。第8条中の最後のところに、「同条2」という文言が挿入されたのみでございまして、大きな修正ではございません。

では、内容に入っております。

資料的には、15ページ。第1条、これは地教行法の一部改正に伴いまして、引用している適用条文にずれが生じたため、事務局の組織を定めることといたしまして、「第18条第2項」を「第17条第2項」に改めるものでございます。

第2条は、第3回の委員会でもご説明いたしました、平成27年度の事務局組織につきまして、係まで規定するものでございます。

課のレベルでは庶務課を教育総務課に、新しい学校づくり担当課を新しい学校づくり課に改めます。

係のレベルでは、庶務課経理係を廃止いたしまして、教育総務課計画係と学校職員係を設置いたします。

学務課では、幼稚園学校運営係と学校保健係を再編いたしまして、学校運営保健係と幼稚園係を設置いたします。それと、特別支援教育係は指導室に移管いたします。

第2条中の課の次に括弧書きで学校地域連携担当課長を加え、第3条の2で、括弧書きで規定していた担当課長を削除してございます。これは区長部局の組織のつくり方と合わせたものでございます。

それに、施設整備担当副参事が新設されます。

16ページでございます。

3、第3条の2の第2項、第3項に副参事を加えてございます。

第4条から第8条は、各課の係の所掌事務を、このたびの組織改正に合わせて整理してございます。

それと、教育支援センターにつきましては南館6階に開設されますが、独立した施設として、別途、条例設置で規定されてございますので、この規則には入ってございません。

議案第10号につきましては、以上でございます。

日程第四 議案第11号「東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

ページでは23ページになります。

第1条は、地教行法の一部改正に伴い、引用している適用条文にずれが生じたため、事務の引用を定めた第26条第1項を、第25条第1項に改めるものでございます。

教育委員会のチェック機能の強化といたしまして、地教行法第25条第3項で事務の管理・執行状況の報告が定められてございます。

第2条第3項、第3条第2項にその旨を規定いたしました。

平成27年4月1日から施行いたしますが、この規則も、同様に経過措置を設けてございます。

議案第11号につきましては、以上でございます。

日程第五 議案第12号「東京都板橋区教育委員会教育長の職務を代理する事務職員を指定する規則を廃止する規則」でございます。

こちらは、今回の地教行法の改正で、新教育長の代理、これは事務局職員でなく、教育委員会の構成員である委員が担うとされましたので、現在の規定を廃止

いたします。

新教育長の代理は、地教行法第13条第2項で教育長が指名することとなっております。

平成27年4月1日から施行いたしますが、この規則も同様に経過措置を設けております。

議案第12号につきましては、以上でございます。

次に、続きまして、日程第六 議案第13号「東京都板橋区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」でございます。

ページは、29ページになります。

第1条中、教育委員会が指名する2名の教育委員を教育長に改めます。これは区長部局の公告式に合わせたものでございます。

平成27年4月1日から施行いたしますが、この規則も、同様に経過措置が設けております。

議案第13号につきましては、以上でございます。

次 長 すみません。ちょっと漏れましたので、続けて説明させていただきます。

議案第14号。

東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。

こちらについても、地教行法の改正でございます。

あと、組織改正でございます。

続きまして、議案第15号。

東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令。

こちら、地教行法及び組織改正に伴うものでございます。

議案第16号。

東京都板橋区教育相談員等の設置に関する規則の一部を改正する規則。

こちらにつきましても、地教行法の改正のものでございます。

続きまして、議案第17号。

東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則。

こちらと同様でございます。

続きまして、議案第18号。

東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則の一部を改正する規則。

こちらと同様でございます。

議案第19号。

東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則。

こちらと同様でございます。

議案第20号。

板橋区版放課後対策事業地区統括員設置等に関する規則の一部を改正する規則。

こちらと同様でございます。

続けて、庶務課長から説明いたします。

庶務課長 失礼いたしました。それでは、日程第七 議案第14号でございます。

こちらは、「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。

組織改正に伴う改正と地教行法の改正によりまして、委員長職が廃止になることによる改正でございます。

本則では、事務局組織規則と同様に、括弧書きで、学校地域連携担当課長を加えるとともに、庶務課を教育総務課に改めます。

それと、別表第1では、公印管守につきまして、教育支援センターを加えるなど、組織改正に合わせて改正いたします。

それと、委員長及び委員長代理の委員を廃止するため、別表から削除いたします。

平成27年4月1日から施行いたしますが、委員長及び委員長代理委員の廃止については、他の規則と同様に経過措置を設けます。

議案第14号につきましては、以上でございます。

日程第八 議案第15号「東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」でございます。

組織改正に伴いまして、本則中の庶務課長を教育総務課長に改めます。

それと、事務局組織と同様に学校地域連携担当課と教育支援センターの項目を加えます。また、地教行法の改正によりまして、教育長職が廃止になるため、本則中の委員長を削除いたします。

平成27年4月1日から施行いたしますが、委員長の削除につきましては、他の規則と同様に経過措置を設けます。

議案第15号につきましては、以上でございます。

日程第九 議案第16号から日程第十三 議案第20号までは、一括のご説明となります。

日程名称等を読み上げることになります。

日程第九 議案第16号「東京都板橋区教育相談員等の設置に関する規則の一部を改正する規則」、日程第十 議案第17号「東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則」、それと、日程第十一 議案第18号「東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則の一部を改正する規則」、日程第十二 議案第19号「東京都板橋区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第十三 議案第20号「板橋区版放課後対策事業地区統括員設置等に関する規則の一部を改正する規則」、この5本の規則は、今回、地教行法の改正の中で旧法第19条第7項で規定されておりましたが、職員の任命に当たっての教育長の推薦が新法の18条7項で除かれてございます。

各規則で規定していた教育長の推薦を削るものでございます。

平成27年4月1日から施行いたしますが、この規則も同様に経過措置を設けます。

議案第16号から議案第20号につきましては、以上でございます。

ちなみに、教育長の推薦が除かれたことによるだけで、板橋区の教育委員会に

おいては、これまでどおり当委員会に付議していく方向で考えてございます。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う改正、一部、平成27年の事務局の組織改正も含まれますが、以上が改正案の内容でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

すみません。一言だけ、言っていいですか。

地教行法の改正に伴って改正するというので、そのとおりになっておりますから、それは国の法律に基づいた改正ということで結構だと思います。

ただし、もとになります地教行法自体がよく分からないといいますか、疑問に思う点があるということだけは、一応、申し述べておいた方がいいかなと思いついて申し上げます。

板橋区においては、教育行政の責任者が教育長であることは明白であるが、そうでない自治体も含めて考えると、首長が任命した教育長が責任者であることを明確にする今回の改正はよいのではないかと、一応、思います。

しかしながら、教育委員でない教育長と教育委員の集まりを教育委員会とするということが若干疑問でありますし、教育委員でない教育長が教育委員会の代表という表現はおかしいのではないかと思います。

教育長を教育委員でなくされた理由がよく分からないというのがあります。

それから、首長が任命した教育長が教育委員会事務局を統括するとともに、教育委員会も総理することになれば、教育の独立性の観点からも、板橋区ではそのようなことはないと思いますが、恣意的な行動を取る首長や教育長が出現したときに問題を生じるのではないかと思います。その辺の制度上の制限も必要ではないか。

今般、大阪府の教育長が問題になっておりますけれども、議会では退職を迫ったようですけれども、なかなか府知事が退職させないと言ったそうです。どうも、今日のニュースによりますと、本人が辞職するというような記事もありましたけれども、そういったのが頻繁に出てくるのではないかなという気もいたします。

教育長の代行を教育委員としたことも疑問で、教育委員会事務局から選定すべきではないかなと思います。

元来、非常勤の教育委員で構成された教育委員会を執行機関としていることにも問題があるのではないかと感じてはおります。

委員長職を廃止するというので、現在、本会議ですとか、あるいは予算委員会、決算委員会に委員長が出席しておりますけれども、それもなくなるということになりますから、それはそれでいいのかなというのが疑問ではあります、ということ、一応、この部分に関しては思いました。

別件で、さらにもう1つのことは、傍聴の件に関しては、色々と意見を入れていただいております。

さらに考えますと、最近、電子機器が非常に発達しております、撮影、録画

だけではなくて、生放送で飛ばしてしまうような人がいたらどうするのかなど。

電子機器のスイッチを切ると書いてありますけれども、太陽電池を使えば、切らないでいってしまうのではないかとか、スイッチがないのではないかとか、そんな余計なことを考える必要はないんですけれども、電子機器のスイッチを切るということは携帯電話も切れということかなと感じました。

以上でございます。

庶務課長 携帯電話に関しましては、これまでは迷惑にならないようにということで、マナーモード的なところだったんですけれども、一考が必要なのかなと思いましたが、1つ考えてみたいと思います。

委員長 この会議自体は公開しておりますし、議事録も公開しているから問題ないとは思いますが、シビアな話で、携帯電話を入れっ放しにしておけば全部外に流れていくので、そういうことも一応は検討しておかなければいけないかなとは思いました。

庶務課長 お話の点について、検討させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、議案はたくさんあるんですけれども、結局のところは、地教行法の改正と一部組織改正に伴う変更ということで、数は多いですけれども、中身的には同じものなので、一応、ご理解いただけたかと思しますので、お諮りいたします。

日程第一 議案第8号から日程第十三 議案第20号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

#### ○議事

日程第十四 議案第21号 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(庶務課)

日程第十五 議案第22号 東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令

(庶務課)

日程第十六 議案第 2 3 号 東京都板橋区立学校職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第十七 議案第 2 4 号 教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(庶務課)

日程第十八 議案第 2 5 号 東京都板橋区立小学校、中学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第十九 議案第 2 6 号 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則

(庶務課)

委員長 日程第十四 議案第 2 1 号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」から日程第十九 議案第 2 6 号「東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第 2 1 号。

東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令。

こちらにつきましては、組織改正に伴う改正と、あわせまして、区長部局の方でも処務規程の様式といいますか、別表の記載の方法が変わりましたので、同様の改正を行っているものでございます。

続きまして、議案第 2 2 号。

東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令。

こちらについても、一部改正を行うものでございます。これは組織改正に伴うものでございます。

続きまして、議案第 2 3 号。

東京都板橋区立学校職員の職名に関する規則の一部を改正する規則。

こちら職の廃止に伴うもので、こちらは組織改正ではなく、学童擁護の内容について規定をするものでございます。

続きまして、議案第 2 4 号。

教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令。

こちらについては、教育支援センターができることに伴います対応でございます。

続きまして、議案第 2 5 号。

東京都板橋区立小学校、中学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

こちらにも組織改正に伴い、改正が必要となるものがございます。

続きまして、議案第26号。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則。

こちらにも組織改正に伴い改正する必要があるためでございます。

内容につきましては、庶務課長からご説明いたします。

庶務課長 それでは、こちらの組織改正のものにつきましては、資料集の93ページ以降に整えてございますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

それでは、日程第十四 議案第21号「東京都板橋区教育委員会事務局庶務規程の一部を改正する訓令」でございます。

ページ数でいきますと、67ページになります。

第2条の2、課長につきまして、新しい学校づくり担当課長が担当課長ではなくなりまして、ライン組織の課長となることから削除いたします。

それに、施設整備担当副参事が新設されることから、第2条の2及び第3条に副参事を加え、第12条中の庶務課長を教育総務課長に改めます。

それと、区で進めている行政経営指針の全体にかかる事務の簡素化、効率化の一環といたしまして、区の処務規程の見直しがございました。

教育委員会の処務規程につきましても、区長部局と歩調を合わせるものがございます。具体的には、区長部局と同様に、別表の決裁区分の一覧の形式を、見やすく、検索しやすい各形式に改めます。

平成27年4月1日からの施行でございます。

議案第21号につきましては、以上でございます。

日程第十五 議案第22号「東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令」でございます。

ページでは、79ページになります。

第2条の課長の定義につきまして、先にご審議いただきました組織規則の定義に合わせてとともに、新設される教育支援センター所長を加えます。

教育支援センター処務規程は、この後の議案第39号でご審議いただくこととなりますので、規則番号等、条数は黒丸で表記してございます。

平成27年4月1日からの施行でございます。

議案第22号につきましては、以上でございます。

日程第十六 議案第23号「東京都板橋区立学校職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

ページでは、83ページになります。

別表の3、技能職の学童擁護につきまして、今年度末で再任用職員が全て任用期限に到達するというために、別表から削除するものがございます。

平成27年4月1日からの施行でございます。

議案第23号につきましては、以上でございます。

日程第十七 議案第24号「教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令」でございます。

新設される教育支援センターに勤務する職員の勤務時間、休憩時間などを別表2に加えます。

教育支援センター条例施行規則は、この後、議案第38号でご審議いただくこととなりますので、勤務時間につきましては黒丸で表記してございます。

平成27年4月1日からの施行でございます。

議案第24号につきましては、以上でございます。

続きまして、日程第十八 議案第25号「東京都板橋区立小学校、中学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

2号様式の裏面の注意事項に「庶務課」とあるものを「教育総務課」に改めます。

こちらは、議案第25号の100ページと102ページのところを比較していただければ、分かりやすいかなというように考えてございます。

平成27年4月1日からの施行でございます。

議案第25号につきましては、以上でございます。

日程第十九、議案第26号、こちらは105ページになります、「東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

第4条の審議会の庶務につきまして、新しい学校づくり担当課長がスタッフ職からライン組織となることから、「庶務課」から「新しい学校づくり課」に改めるものでございます。

平成27年4月1日からの施行でございます

議案第26号につきましては、以上でございます。

教育委員会事務局の組織改正等に伴う規則等の一部改正案でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

いずれも組織改正に伴う変更と、教育支援センターができたことによる変更だと思いますので、特に問題がなければ、お諮りいたします。

日程第十四 議案第21号から日程第十九 議案第26号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

日程第二十 議案第27号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規

則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第二十一 議案第28号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

日程第二十二 議案第29号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(庶務課)

委員長 日程第二十 議案第27号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則」から日程第二十二 議案第29号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、今度は3つの規則でございます。  
議案第27号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、こちらは、職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴い、規程整備を図るものでございます。

以下、同様でございます。

議案第28号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第29号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

内容については、庶務課長からご説明いたします。

庶務課長 こちらも資料集の99ページ以降に条例概要を載せさせていただいております。後ほど、ご覧いただければと思います。

こちらの規則、3本の議案を、今、次長の方からもご説明させていただきましたが、配偶者同行休業に関する条例の関係でございますので、一括してご説明させていただきます。

こちらは、地方公務員法の一部改正によりまして、外国で勤務する配偶者と生活をともにすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者同行休業制度が設けられ、板橋区におきましても、職員の配偶者同行休業に関する条例が施行されることとなります。関係規則を改正するものでございます。

議案第27号は休業期間を昇給抑制の対象といたしまして、復職した時点で昇給していなければ、調整する旨を規定するものでございます。

議案第28号、議案第29号では、基準日に休業している場合、期末勤勉手当の支給対象外となり、基準日に在職している場合は、休業期間に応じて支給割合を調整するものを規定するものでございます。

平成27年4月1日から施行いたします。

議案第27号から第29号につきましては以上でございます。

以上、職員の配偶者同行休業に関する条例施行に伴う改正案の内容でございます。

す。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

幼稚園教育職員等に関する変更はいずれも職員の変更に倣っているものと思いますので、特に問題がなければお諮りいたします。

日程第二十 議案第 27 号から日程第二十二 議案第 29 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二十三 議案第 30 号 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例  
施行規則

(学務課)

委員 長 日程二十三第 議案第 30 号「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例施行規則」について、次長と学務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第 30 号。

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例施行規則でございます。

これは、新たな規則制定でございます。

内容については、後ほど、学務課長から説明いたします。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援新制度に移行する区内幼稚園等の保育料に関し、条例のほかに必要な事項を定めるためでございます。

学務課長からご説明いたします。

学務課長 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例施行規則でございますが、本規則は、子ども・子育て支援新制度にかかる幼稚園等の保育料の額を定める条例に規定する保育料について、条例に定めるもののほか必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条以下に、用語の意義、保育料の定義、保育料の決定及び通知、保育料の徴収及び納付等について定めておきまして、別紙に保育料決定通知書を、第 1 号様式として定めております。

具体的には、区が保育料の決定通知を各幼稚園長に通知する。また、各園は、保育料を保護者から徴収するなどについて定めております。

平成 27 年 4 月 1 日からの施行となります。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

これは子ども・子育て支援法が新たにできたということで、その制度に伴って、条例施行規則を決めたということでございまして、内容に特に問題がなければ、お諮りいたします。日程第二十三 議案第30号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二十七 議案第34号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

(指導室)

日程第二十八 議案第35号 学校職員服務規程の一部を改正する訓令

(指導室)

日程第二十九 議案第36号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

(指導室)

日程第三十 議案第37号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

(指導室)

委員長 それでは一部順序を変更いたしまして、次に、日程第二十七 議案第34号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」から、日程第三十 議案第37号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について、一括して、次長と指導室長から説明願います。

次 長 それでは、最初に、4本の規則の方でございます。

議案第34号。

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令。

内容は、後ほどご説明いたします。

提案理由でございます。

東京都が任用する非常勤職員が一般職化することにより、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する必要があるためでございます。

議案第35号。

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令。

こちらについても、同様でございます。

議案第36号。

学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令。

こちらも同様でございます。

議案第37号。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令。

こちらも同様でございます。

内容については、指導室長からご説明いたします。

指導室長 この4本の議案につきましては、東京都のいわゆる非常勤教員が一般職化することで、要は、地方公務員法の17条規定に縛りがかかるというように処遇が変わっていくものですから、それに関する改正ということで、4本ともそうっております。

議案第34号につきましては、地方公務員法第17条の規定に基づく職員について一部を加えるものでございます。

議案第35号につきましても、その一部を加えることに加えて、休暇等の様式についても縛りがかかるというものでございます。

議案第36号につきましては、出勤簿の整理規定についてでございますが、これも同様に、地方公務員法第17条に基づきまして、その別表にあるような形に変えるものでございます。

最後に、議案第37号でございますけれども、これも同様でございます、地方公務員法の17条の規定を加えるというものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

要するに、非常勤職員の規定をはっきりしたということ。

指導室長 今まで特別職扱いだったのが一般職化されたことで、地方公務員法に縛られるということです。

委員長 そういうことでございますので、特に問題がなければ、お諮りいたします。

日程第二十七 議案第34号から日程第三十 議案第37号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三十一 議案第38号 東京都板橋区教育支援センター条例施行規則

(指導室)

○議事

日程第三十二 議案第39号 東京都板橋区教育支援センター処務規程

(指導室)

委員長 次に、日程第三十一 議案第38号「東京都板橋区教育支援センター条例施行規則」及び日程第三十二 議案第39号「東京都板橋区教育支援センター処務規程」について、次長と指導室長から説明願います。

次長 それでは、議案第38号「東京都板橋区教育支援センター条例施行規則」の制定でございます。

こちらにつきましては、教育支援センターを開設するに当たり、規程整備が必要であるためでございます。

議案第39号「東京都板橋区教育支援センター処務規程」、こちらの新設でございます。

こちらにつきましても、同様でございます。

内容については、指導室長からご説明いたします。

指導室長 議案第38号、議案第39号とも、教育支援センターの条例に合わせて、施行規則と処務規程を整理するものでございます。

議案第38号につきましては、条例の施行について、必要な事項を定める目的。それから、施設のことを第2条。それから、第3条に休業日と開館時間。第4条は施設の利用について。第5条は利用者の義務について。第6条はセンターの運営委員会を置くというものでございます。

別表にありますのは、教育支援センターと、出先機関になります成増教育相談室、フレンドセンターについての休業日と開館時間を示したものでございます。

議案第39号につきましては処務規程でございまして、新しい教育委員会の組織となりますので、これを定めるものでございます。

第2条には、センターの係を置きます。先ほど、庶務課長から説明させていただいたとおりでございます。

職につきましては、センターの所長、これは教育職がつく予定になっております。担当係長、指導主事が職につきます。

職員の資格、任命については、こちらに記載のとおりでございます。

職員の職責につきましては、それぞれの所長、係長、主査について規定したものでございます。

めくっていただきまして、第6条。それぞれの係が分掌する内容について規定させていただいております。

なお、指導主事につきましても、教育支援センターに配置させていただきますので、関連する事務を規定しております。

センター所長の専決事案につきましては、第7条に、(19)まで示させていただいたとおりでございます。

事案の代決については第8条でございます。

センターに備える、出勤簿、遅参・早退簿、休暇簿等を第9条に示しました。事業計画につきましては、第10条以降になります。事業報告につきましては、第11条で定めたとおりに進めたいと思っております。内容については、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
教育支援センターの中身につきましては、従来より色々お話ししていただいているところがございます、その他の細かい規定等も他の職員に倣っての規定だと思しますので、特に問題はないかと思いますが、よろしければ、お諮りいたします。  
日程第三十一 議案第38号及び日程第三十二 議案第39号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二十四 議案第31号 榛名林間学園の管理運営に関する基本協定及び平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第二十五 議案第32号 少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成27年度協定の締結及び平成27年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第二十六 議案第33号 教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

委員長 それでは、戻りまして、日程第二十四 議案第31号「榛名林間学園の管理運営に関する基本協定及び平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認について」から日程第二十六 議案第33号「教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認について」まで、一括して、次長と生涯学習課長から説明願います。

次長 それでは、議案第31号から議案第33号まででございます。  
生涯学習課の所管する施設についての指定管理に関する協定の締結でございます。

議案第31号。

榛名林間学園の管理運営に関する基本協定及び平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認について。

提案理由でございます。

指定管理等の期間が始まることとなります榛名林間学園につきまして、基本協定を結ぶとともに、平成27年度協定を締結、指定管理業務の事業計画を承認するものでございます。

議案第32号。

少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成27年度協定の締結及び平成27年度事業計画の承認について。

こちらも同様でございます、平成27年度の事業実施に当たって、年度協定及び事業計画の承認をする必要があるためでございます。

議案第33号。

教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認についてでございます。

教育科学館の平成27年度事業実施に当たり、基本協定の改定、平成27年度協定の締結、それから指定管理業務の事業計画を承認する必要があるためでございます。

内容については、生涯学習課長からご説明いたします。

生涯学習課長

それでは、3つの議案についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第31号についてご説明をさせていただきます。

インデックスの1、榛名林間学園基本協定の概要をご覧ください。

榛名につきましては、第3期指定管理期間開始に伴い、新たに基本協定を締結いたします。

指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間でございます。

(8) 実施事業の実施を条文に加えるなど、協定の文言の整理を8点行いましたが、大きな変更はございません。

ほかには、区の制度、基準等の改正に伴いまして、サービス水準の設定や利益等の適正化の設定に伴う追加が2点ございます。

詳しくは、その後のページの新旧対照表に記載しております。

次に、インデックスの2、年度協定の主な見直し概要をご覧ください。

協定期間の変更、管理運営経費の変更など7点。そして、管理運営業務仕様書では、3の施設設備の交換・補修として4カ所を追加いたしました。また、基本協定との整合性をとるための変更が幾つかございます。

なお、委託料につきましては、ほぼ施設設備交換・補修費分が増額となっております、4,020万3,000円となります。

次に、事業計画概要について、ご説明をさせていただきます。

インデックスの3のところでございます。

こちらの3ページの下段に、主な変更点を記載しております。

副支配人の変更がございました。また、実施事業で人気のバーベキューと収穫体験を組み合わせた新規事業を開催する予定でございます。

榛名につきましては選定を経て次年度の運営になっていきますので、指定管理者の変更はございませんが、プレゼンテーション等で提案があったことについては実現に向けてお願いしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、議案第32号についてご説明させていただきます。

少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成27年度協定の締結並びに平成27年度事業計画の承認についてでございます。

こちらの施設については選定がございました。それで、基本協定の修正はございませんで、年度協定からご説明をさせていただきます。

インデックスの1、年度協定の主な見直し概要をご覧ください。

委託料につきましては、8,409万7,000円でございます。例年の修繕工事費のほかに、インターネットの回線工事費、あと、ペーパーライザー取りかえ工事費を計上して、増額となっております。

次に、インデックス2の事業計画概要をご説明いたします。

事業計画では大きな変更はございませんが、2ページ目の(7)の②団体棟の便器の洋式化、これをまた進めていきたいと考えております。

3ページ目下段の方に、3、主な変更点でございますが、先ほどのインターネット回線工事に伴いまして、Wi-Fi機器設置によるネット環境の整備を行うこと。そして、また、自主事業のツアー事業について、今年度参加の少なかったリニアモーターカーの工場見学、あるいは、わかさぎ釣りというのをやめまして、人気の高いハイキングツアー、これを増やしているところがございます。

八ヶ岳荘につきましては次年度の選定となりますが、後ほどちょっとご報告をさせていただきますが、老朽化への対応として大規模改修が必要となり、今後、検討がされてまいります。

続きまして、議案第33号についてご説明させていただきます。

教育科学館の部分でございます。

インデックスの1、教育科学館基本協定の改定内容をご覧ください。

科学館は、今年度、外部評価実施時に税理士による財務点検を受けておりました。今回、インデックスの「参考」というところがございます区の全体の方針として、指定管理業務におけるサービス水準の設定と利益等の適正化に関する細目に基づきまして、利益等の適正化導入となることから基本協定に追加することになります。

具体的には、年度協定書で定めた利益率、これを超えた場合は2分の1程度を区に還元してもらうということになります。

続きまして、インデックスの2、年度協定の主な見直し概要をご覧ください。

指定期間の更新、管理運営経費の変更では、中水用量水器工事費、こちらの実施に伴う変更が加わりまして、委託料につきましては1億6,120万円でございます。

そして、管理運營業務仕様書では、事業関係では、記載の5点を追加させていただきました。

次に、事業計画概要についてご説明いたします。

インデックス3をご覧ください。

1ページ、I、事業概要の1施設概要に夏イベントが記載されておりますが、次年度は、国際光年に合わせた「光のふしぎ展」を予定しております。

また、3ページの中ほどに事業の変更点を記載しておりますが、イベント・展示関連では、大型の4連マルチモニターを導入するというを行うほか、広報関係では、グーグルインドアビューアンドパノラマビューの新規導入、これを行うことによって館内の映像を発信していくことを計画しております。

4ページで、実施事業では大人の科学教室、そしてまた、理科関連の教員免許更新講座、これを実施する予定でございます。

また、5ページ目の(8)のように、サポーターとして大学生の採用に力を入れる予定でございます。こちらの方は、外部評価の際に、委員の方からもご指摘をいただいたところでございます。

以上、教育科学館では、今年度の外部評価と区の国際光年への対応方針を受けまして、質の高い科学教育の普及に努め、科学技術立国日本にふさわしい人材を板橋から送り出すということを次年度の運営計画として進めてまいります。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 榛名に関してですが、自主事業の実施というのが条文の方に追加されました。

平成27年度の事業計画の主な変更点でも、自主事業で新規事業を追加するという積極的な取り組みがたくさん書かれておりました。

条条文に追加することで、これからも利用者の拡大に向けて、積極的に、また、継続的に取り組んでいただけたらいいなというふうに思いました。

あと、榛名のところで1つ質問なんですけれども、この中の損害賠償などというところで、火災保険の加入というのを削除したということですが、火災保険については、榛名の指定管理者が加入するということではなくて、板橋区として加入しているということになるわけですか。

生涯学習課長 この損害賠償の方の火災保険の加入を削除したのは、ほかの保険でこれの方は適用されている部分でございます。あと、区立の榛名林間学園ということでございますので、そちらは指定管理者の方の業務というような部分ではなくて、区の方で対応していくというようなことで、今回、削除したものでございます。

高野委員 問題がないということで。はい。

あと、教育科学館の方ですけれども、こちらの方も、平成27年度の計画を見させていただいて、ヒーリングプラネタリウムですとか、プラネタリウム映画会、

100円ワークショップとか、新規実施事業がたくさんありますが、大変興味の深いものがあるので期待しております。

昨年は紙兎ロペをやったところ大変好評だったということで、今年は、ちびまる子ちゃんの特別投影があるということで、こちらも楽しみにしております。

広報についても、私たちは広報いたばしとか、そういうところにしか目がいっていなかったんですが、タウン誌に積極的に発信しているということが分かりました。またさらに、今度、グーグルの方でもやっていただけるということで、利用者がまたさらに広がるのではないかなと思っております。

事業計画の中で、事業対象が一般というのが、例えば星を見る会とか、プラネタリウムコンサートとか、私は、今、インデックス2の16、17を見ているんですけども、そこで事業対象が一般ということだと、中学生以下は保護者同伴というようになっているんですね。

これからもヒーリングプラネタリウムとか、映画会とか、そういうものが行われるんですけども、中学生が保護者同伴というのはどうなのかなと。星を見る会は夜実施されるので、終了時間との関係でこうなっているのかなとは思いますが、時間の設定ですとか、もし問題がなければ、中学生にもっと気楽に来ていただけるように変えてもらえればいいのかと思いました。

生涯学習課長 どうもありがとうございます。ご指摘いただきました。

まず、こちらの方の科学館の運営でございますが、今、2期をやっておりまして、かなり科学館の色を出してきたかなと思ってございます。

今年度につきましては、昨年度に20万人を超えまして、さらにまた、来館者数が増えているということで、この勢いでぜひやっていきたいなと思ってございます。

夜の事業に対して、中学生の参加のご指摘でございますけれども、今、ご意見をいただきましたので、その辺の細かい部分についても、中学生の安心・安全というような部分はございますが、何時ぐらいで終了できるのかということも加味して、指定管理者の方には話をしてみたいと思います。

どうもありがとうございました。

委員長 ほかにございますでしょうか。外部評価を受けて改正されているということで、それは非常に結構だと思っております。

ほかに、ご意見がなければ、お諮りいたします。

くだらないことだけ、聞いていいですか。

ペーパーライザーとは何ですか。すみません。知らないのをオーケーしておくのはまずかったです。

生涯学習課長 ペーパーライザーというのは、常温では液化しているプロパンガスを気化するための装置で、これは寒冷地でこういう装置をつけないと、冬、作動しないということで、今回、老朽化による交換をさせていただくということでございます。

委員長 分かりました。では、ほかになれば、お諮りいたします。

日程第二十四 議案第31号から日程第二十六 議案第33号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三十三 議案第40号 教育財産の用途廃止について

(新しい学校づくり担当課)

委員長 それでは、飛びまして、日程第三十三 議案第40号「教育財産の用途廃止について」、次長と新しい学校づくり担当課長から説明願います。

次 長 議案第40号。

教育財産の用途廃止について。

こちらは、高島第七小学校にかかわる用途廃止でございます。あと、高島平図書館の2つでございます。

1つが、高島第七小学校につきましては、平成27年度の組織改正により、資産活用する財産については、契約管財課で管理することになったため、土地建物の用途を廃止し、区長部局に引き渡す必要があるためでございます。

また、高島平図書館が建っているところの広場の方でございますが、高島平健康福祉センターの仮庁舎の建設地として、高島平図書館敷地の北側を使用するため、当該財産を区長部局に引き渡す必要があるためでございます。

内容については、新しい学校づくり担当課長からご説明いたします。

新しい学校づくり担当課長 それでは、2件でございます。

まず、1件目は、旧高島第七小学校でございます。

廃止する財産は、土地1万1,791.72㎡。建物につきましては、7,420.75㎡でございます

引き渡しの予定日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、板橋区立高島平図書館。こちらの用地の一部を廃止いたします。

土地につきましては5,074.75㎡のうちの2,380.55㎡。

用途廃止後の図書館の敷地は2,694.20㎡となります。

こちらにつきましては、引き渡し予定日は平成27年3月20日でございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

まず初めに、1の高七小の方の廃止理由について説明させていただきます。

平成19年3月31日をもって閉校し、その後は、教育財産として新しい学校づくり担当課で管理し、校庭・体育館等々を地域団体に開放してきました。これ

を、先の旧大山小学校と同様に、土地建物の用途の廃止を行い、区長部局に引き渡すものでございます。

旧大山小学校につきましては、体育館を私立高校に貸し出すため、年度途中での処理でございましたけれども、高七小につきましては、今年度の維持管理経費の予算が教育委員会で措置されていたこと、その年度切りかえの処理となります4月1日を予定してございます。

なお、4月以降も地域への開放は継続いたします。ただ、事務処理等については、区長部局の方で行うこととなります。これにつきましては、現利用者の皆様には2月にお知らせさせていただいております。

別紙1となります、3ページ以降に評価額の入った土地の台帳、建物の台帳を添付させていただいております。

また、15ページには配置図を入れてございます。

1ページに、もう一度、お戻りください。

次に、大きな2の高島平図書館でございます。

こちら、2の廃止理由でございますけれども、昨年、健康生きがい部におきまして、高島平健康福祉センター建物の耐震診断を行いましたところ、安全基準の0.6を下回るIS値であることが判明いたしております。

このため、補正予算を組んで、図書館敷地の北側にプレハブの仮庁舎を建てることとなりましたが、これに必要な財産移転の処理でございます。

こちらにつきましては、引き渡し予定日は平成27年3月20日でございます。

これは、この日よりプレハブ建設のための仮囲いの工事に着手するためでございます。

こちら別紙2といたしまして、17ページには財産台帳、19ページには配置図がございますが、本日、横置きの方で、健康生きがい部の方で作成した資料を配付させていただいております。詳細はこちらで説明させていただきます。

横に置かせていただいた資料で、表題「高島平健康福祉センター仮庁舎の建設について」の方で説明させていただきます。

2の建設概要でございますけれども、(2)で建築面積は472㎡、軽量鉄骨の平屋建てとなります。

現在の建物は596㎡でございますので、100㎡ほど延床面積が少なくなります。

(3)の主な施設でございますが、この資料の最終、6ページに配置図がございますので、こちらをご覧くださいませでしょうか。

横になりますけれども、最後の6ページでございます。横に配置図になっておりますが、これの左側が図書館のある方、右側が駅の方となります。長方形の建物でございます。

右上のところが講堂となります。その左側に可動式のカーテンで仕切る4室の研修スペースでございます診察室。また講堂の下には歯科室、歯の治療室でございます。その下が栄養・食育室となります。

玄関につきましては、左の一番下にトイレがございますが、その上の部分でござ

ざいます。左上に事務室、斜めに下がっていただいて、赤ちゃんの駅と誰でもトイレが配置されてございます。このような建物でございます。

申し訳ありません、こちらの資料の1ページの方にお戻りいただきまして、(4)でございます。

契約の状況でございますけれども、建設経費は1億3,000万円でございます。

大きな3の建設行程でございます。

3月下旬、3月20日になりますけれども、この日から仮囲いの設置、4月より基礎工事に入りまして、引き渡しを6月末としてございます。

最後に、申し訳ありません、議案書の方に戻っていただいて、19ページ、最終ページになりますが、こちらをご覧くださいませでしょうか。

今回の図書館用地との切り離し、これが直線ではなく、赤い線のとおり一部斜めとなっております。これは歩道から玄関までのスロープのためとなる導線が必要なため、このような形となっております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 これができることで、高島平図書館との動線とか、そういうことには余り影響は出ないのでしょうか。

中央図書館長 高島平図書館の方の動線は、入り口の前には、まだイベント広場として利用されている舗装された部分がございますので、動線には影響がございません。

高野委員 分かりました。

委員長 教育財産を区長部局に移管するのは役所の方の事務的な手続きだと思っておりますので、特に問題ないと思うのですがけれども、利用者の手続き先が変更になるけれども、手続きしている先が変わっても、本人に特に支障が出ないようにしていただければ問題ないと思えます。

新しい学校づくり担当課長 特に七小の方の跡地利用はまさにそうでございますので、支障ないように進めさせていただきます。

委員長 では、お諮りいたします。日程第三十三 議案第40号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三十四 議案第41号 東京都板橋区立学校設備開放規則の一部を改正する規則

(学校地域連携担当課)

日程第三十五 議案第42号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

(学校地域連携担当課)

日程第三十六 議案第43号 区長の権限に属する事務の委任について

(学校地域連携担当課)

委員長 次に、日程第三十四 議案第41号「東京都板橋区立学校設備開放規則の一部を改正する規則」から、日程第三十六 議案第43号「区長の権限に属する事務の委任について」、一括して、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次長 それでは、議案第41号でございます。

東京都板橋区立学校設備開放規則の一部を改正する規則でございます。

こちらにつきましては、全校であいキッズ事業を実施するため、運営方法の見直しをすることに伴いまして、規則改正をする必要があるためでございます。

また、議案第42号。

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、国の放課後子ども総合プランの実施に伴い、新たに制定される基準条例との整合性を図るとともに、子ども・子育て支援新制度の改正に伴う児童福祉法の改正により、対象児童を全学年に拡大ということに対して規程整備をする必要があるためでございます。

最後に、議案第43号です。

これは、区長部局の方で決定する内容でございます。それについての同意ということでございます。

議案第43号。

区長の権限に属する事務の委任について（協議）。

こちらについては、あいキッズの放課後児童健全育成事業として一部を位置づけるため、規程整備を行うものでございます。

こちらについては、教育委員会に動議という内容になってございます。

学校地域連携担当課長から詳細についてはご説明いたします。

学校地域連携担当課長 それでは、議案第41号の「東京都板橋区立学校設備開放規則の一部を改正する規則」ということで、改正していく内容につきまして、まず、第2条の第1項の第1号中に、「学校教育」とございますが、その部分に「及び学校管理運営」というように加えてまいりたいと考えております。

それと、大きく変わるところが、第4号のところでございますが、「あいキッズ条例に基づくあいキッズを実施するとき」ということを入れてまいりたいと思

っております。

また、実態に合わせまして、学校からの使用可能な日程の提出期限を、毎月15日というのを毎月10日に改め、そして、照明設備や柔剣道場、クラブハウス、地域開放教室につきまして、こちらにも実際に貸し出しができていた学校を表記するというように変えてまいりたいと思います。

規則につきましては、この4月1日から施行ということで進めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第42号でございますが、東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正してまいりたいと考えております。

こちらの方も、まずは文言整理ということで、甲時間や乙時間というところを「さんさんタイム」「きらきらタイム」と改めてまいります。

それと、条例の改正によりまして、第5号のところでございますが、「心身に著しい障がいがある」という表記がございましたが、これを「疾病その他の事由により」と改めてまいりますのでございます。

そして、別表でございます。こちらの労働につきましては、今年度、11校で新制度を実施している中で色々と保護者の方からの要望等々もありまして、要件につきまして緩和してまいりたいと考えております。

これまで、12日以上、土曜日、日曜日を除いて勤務をされていて、なおかつ、きらきらタイム、5時以降に勤務しているというようなことが必要でございましたが、ここを、原則として、ひと月の中で、土曜日・日曜日も含めて12日以上労働をしている中で、ひと月に1日以上労働を要する場合というように規制を緩和しましたので、例えばシフト勤務であったり、ずれ勤であったり、あるいは残業が見込まれるというようなときにも、きらきらタイムを利用できるようにと改正してまいりたいと考えております。

このことによって、保護者の仕事等と子育ての両立支援、こちらの方を一層図ってまいりたいと考えています。

施行につきましては、この4月1日からということで、準備等につきましては、施行前においても行うことができるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、議案第43号でございますが、このほど、あいキッズ条例の改正に当たりまして、きらきらタイムの対象の児童を放課後児童健全育成事業に則ったものということで、これまで行ってきた新あいキッズ事業が非常に近い部分がありましたので、その放課後児童健全育成事業を、区長部局の方で担うべき事務ではございますが、それを合わせてあいキッズの方では適用できるというところでございます。区長部局の方から、この放課後児童健全育成事業の事務について委任したく、教育委員会の同意を得たいというものでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 先日、「スクールガードと子ども見守り隊の皆様へ」という文章を頂戴いたし

ました。その中のさんさんタイムの中で、さんさんオレンジ登録というのがあって、ここのところは保護者が就労などにより、放課後家庭にいない1、2年生という規定があったんですけれども、そうすると、ここにある条例だと、さんさんタイムの申請についてと、きらきらタイムの申請についての違いが出ていたんですけれども、ちょうど、このさんさんオレンジ登録というのが中間になるのかなと思ひまして、この場合は、手続きとかそういうのはどうなるのでしょうか。

学校地域連携担当課長 実際にご申請いただくときには、さんさんオレンジにつきましては、通常は午後5時までの利用、その中でも、就労されているご家庭については、必ず出席しなければいけないというところもありますので、出席の管理や出欠の管理というところを行わせていただいております。

運用上行っているところもありますので、保護者の方の安心というところにつながるようにしてまいりたいと考えて行っているところです。

手続きについては、就労証明書等の提出等、簡易な手続きで実際に提出していただいでできるよう形をとっております。そのご案内につきましても、きらきらタイムと同様に、さんさんタイムのところでお示しさせていただいているような形でございます。

高野委員 一応、さんさんタイムの登録ということですね。

学校地域連携担当課長 そうです。

高野委員 それを利用する場合には、一応、就労証明にかわる、ここに書かれているものを、自分で書いたものとかそういうものを提出していただいでということになるわけですね。

学校地域連携担当課長 はい。

高野委員 そちら辺は、この条文などには書かなくて。

学校地域連携担当課長 運用上行っている部分でございますので。

高野委員 それはなくても、運用上の問題ということでよろしいわけですね。

学校地域連携担当課長 はい。

高野委員 分かりました。

学校地域連携担当課長 きらきらタイムにつきましては、ご申請をいただいで、私どもで承認しているところでございます。さんさんオレンジにつきましては、申請いただいで、その

サービスを提供するという事だけでは、運用させていただいているという  
ようなところで、きらきらタイムとは少々異なる部分がございます。

次 長 すみません。では、補足して。

夜利用される方については、申請をして、就労要件等をこちらで判断させてい  
ただいて承認する。ですから、申し込んだ方は基準に合致していなければお断り  
をするということも、意思決定がそこに入りますが、昼間のさんさんタイムを利  
用される方については、単に申し込みをしていただければ、どなたでも、要件等  
は、その学校にいるとか、そういうことはありますけれども、自動的に利用できる  
ということで大きく分かれています。

昼間の時間帯しか利用しない、さんさんタイムしか利用しないお子さんの保護  
者の方が仕事をしているかどうかについては、ご本人の申請というか、手挙げと  
いうのですか、そういうことで、そこについての区としての意思決定は入りませ  
んのので申し込みの仕方が若干異なるという形になります。

ですから、どなたでも利用できるんですが、そのうち働いている方は同様の時  
間管理をしましょうと、そういう趣旨でやっておりますので、申込書の様式等が  
ちょっと違ってまいります。あと、必要な書類を必ず出しなさいという部分も若  
干変わってくるということで、よろしいですか。

高野委員 分かりました。

委員 長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

(なし)

委員 長 この3件につきましては、新あいキッズの全校実施ということに伴う改正だと  
思いますので、お諮りいたします。

日程第三十四 議案第41号から日程第三十六 議案第43号については、原  
案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

#### ○議事

日程第三十七 議案第44号 板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定書を  
改定する協定書(案)及び平成27年度協定書(案)  
)の締結並びに平成27年度事業計画の承認につい  
て

(中央図書館)

委員長 日程第三十七 議案第44号「板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書（案）及び平成27年度協定書（案）の締結並びに平成27年度事業計画の承認について」、次長と中央図書館長から説明願います。

次長 議案第44号。

板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書（案）及び平成27年度協定書（案）の締結並びに平成27年度事業計画の承認についてでございます。

提案理由は、先ほどと同様でございますが、平成27年度業務の実施に当たり、基本協定を改定の上、管理業務に関する基本協定及び年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し、決定する必要があるためでございます。

詳細については、図書館長からご説明いたします。

中央図書館長 それでは、議案第44号の板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書（案）及び平成27年度協定書（案）の締結について、ご説明いたします。

まずは、基本協定書を改定する協定書の件でございますが、まず資料の1ページ目の3、概要のところをご覧くださいと思います。

7の基本協定書につきましては、今回、平成25年度に5年間の基本協定を図書館運営事業者と締結しているところでございます。

4点ほどの改定となっております。

1点目につきましては、先ほど財産処分のところでありましたけれども、高島平図書館を管轄しております図書館流通センターにつきましては、教育財産として高島平図書館が管理していましたイベント広場の芝地部分が高島平健康福祉センターに移転いたしましたので、7ページにございます併設施設という、施設概要がありますけれども、その中で2の⑧の併設施設というところで、この芝地の部分を削除しているものでございます。

2ページ目の方にお移りいただきまして、2番目につきましてはの管理業務経費の支払いの改定ということで、これについての文言の整理になってございます。

指定管理者の営業利益並びに販売費及び一般管理費を人件費と管理運営経費の中に含めて運用してございますが、改定前の文言では営業利益並びに販売費及び一般管理費が人件費と管理運営経費とは別の独立したものというように解釈される可能性、おそれがあるということで、この文言を整理させていただいたものでございます。

これにつきましては、69ページの新旧対照表の方をご覧くださいければと思っております。

こちらの方で、改定後ということで、第10条の2のところ、前項にかかる管理業務経費、これは指定管理料全体なのですが、この金額には人件費と管理運営経費のほか、精算経費を含むものとする。

そして、このなお書き以下、人件費と管理運営経費が乙の営業利益並びに販売

費及び一般管理費を含むものとするということで、紛れのないように文言を整理させていただいたものでございます。

そして、2ページ目に戻りまして、この③の第18条の情報公開に関する特記事項の差しかえということで、これにつきましては、従前、年度協定の方に添付しておりました板橋区立図書館の管理業務に関する文書等の記録簿を基本協定の方に移して、第4号様式ということで整備したものでございます。

そして、④の第21条の改定でございます。

これは、年度協定に還元が生じた場合の還元内容の決定時期を明記することに合わせて、事業計画提出時に還元内容の提案を受けるために改定するものでございます。

これにつきましても、恐れ入ります、新旧対照表の71ページになります。

71ページの第21条というところがございまして、その(3)年度協定に定める管理業務経費の収支状況の後に括弧をつけまして、「(還元の方法や概算額、件名等を含む)」というようにしてございます。

この第21条の冒頭に、こういった事業報告書を提出しなければならないということで、事業報告を出す際には、還元方法について報告をするというように明記をさせていただいたものでございます。

以上が基本協定の主な変更となっております。

続きまして、平成27年度の協定の主な改定内容に移りたいと思います。

恐れ入りますが、また、2ページの方です。

(2)の平成27年度協定案の概要というところをご覧いただきたいと思っております。

まず、最初につきましては、指定管理料の改定につきまして、先ほどありました高島平図書館の芝地部分を管理していたところが高島平健康福祉センターに移転したため、ここの部分の樹木剪定等の経費の金額の方を削減した形になってございます。こちらの方は、高島平健康福祉センターを所管する部署の方に予算化したものでございます。

また、②の第5条の管理業務経費の改定につきましては、これも、先ほど紛れのある文言という形で、年度協定にも合わせて、紛れがないように整理させていただいたものとなっております。

そして、3ページの方になりますが、こちらの第12条の削除につきましては、先ほどの年度協定から基本協定の方に様式の方が移行したということで、年度協定に明記する必要がないということで削除したものでございます。

また、④の高島平図書館に関する特記事項の改定につきましても、経費的ではなくて、この文言、文書上で芝地の管理を健康生きがい部が行うためということで文章を削除したものでございます。

また、5点目ですが、第16条、これは各会社によって条ずれが発生しておりますが、第17条と第18条、こちらにつきましては、新たに今回設定したものでございます。これにつきましては、各図書館の館長を専任とする条文の新設でございます。

こちらにつきましては、81ページの方をご覧いただきたいと思います。

81ページの第17条でございます。

基本協定第7条第1項第1号に規定する館長、これは各指定管理者の館長です、これは専任でなければならないということで、これについては、他業務との兼務において業務遅延等を防止するため、こういった館長の職責、専任であるということ、今回、明記させていただいたものでございます。

これにつきましては、各図書館が各会社の方に事務連絡や報告、そういったもので色々と連絡をとるようなことがございますが、そちらの方につきましては、各会社の方が主に担っていただきまして、各図書館長が図書館長としての業務に専念できるような環境を求めるものでございます。

以上、基本協定、年度協定の主な変更点についてでございます。

続きまして、もう1つの別冊の方になってございます、平成27年度板橋区立図書館の指定管理者の年度事業計画の承認についてということでございます。

業務の内容につきましては、管理運営業務と図書館サービスの面に分かれてございますが、このうち図書館サービスで、とりわけ学校との連携事業を中心にしたところでご説明をさせていただきたいと思います。

今回、3社とも、平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果を受けまして、重要テーマを小中学生の未読書率対策ということで位置づけているところでございます。

それでは、まず、図書館流通センターと書いてございますインデックスの方からですが、この5ページ目でございます。

④の学校連携事業としまして、その中から主だったものとしまして、出張事業ということで、図書委員との懇談会ということで、レファレンスや課題等によるインタビューを採用して利用促進に努める。

また、連携事業につきましては、中学校で学校と共同による座談会や読書会などの企画・立案、中学生にお薦めの本のポップ等を作成するというような形で考えているところでございます。

また、次の6ページ、一番下の方の数字のナンバリングのページですが、6ページのところの一番上です、調べる学習の支援ということで、これまでも行っておりましたが、出張事業や夏休み時期に実施する調べ学習の支援ということで、相談体制を整備していきたいと考えているところでございます。

続きまして、ヴィアックスの方のインデックスで、こちらの方は、通し番号の記述は41ページ、あるいは、学校連携について記載してあるところでございます。

こちらは、従前の団体貸し出しのほかに、次の42ページにいきますが、こちらにも調べ学習の支援、学校図書委員との連携、教職員や学校図書館のボランティアのコーディネート、また、図書館活用のDVDを学校の方に配って図書館の利用について促進していきたいということ。

あと、都立志村学園との連携が進んでおりまして、印刷実習とかで図書館のお薦めのリストとかもやっておりますので、そのほかにも定期的な団体貸し出しに

努めていきたいというようなことで事業計画をしております。

そして、最後の丸善東急コミュニティ共同事業体ですが、こちらにつきましては、73ページの方をご覧くださいと思います。

こちらの④のところに学校連携というふうにあります。

今年度は、平成26年度、板橋第五小の研究事業等で団体貸し出しを始め、学校連携事業が段々と進んでいるところでございます。

そして、さらに未読書率の減少ということで、朝読書の支援ということで、ブックリストの提供ということで学校文庫の充実を図っていきたいというような形で考えているところでございます。

また、74ページにつきましては、中高生の読書支援として、パスファインダーを活用した事業や学校行事に関連した読書支援を行っていきたいということと、学校の教職員の支援としまして、図書館の利活用のレクチャーや図書館を取り扱う事業の向上を実施していきたいと考えているところでございます。

また、学習支援につきましては、これまでどおり調べる学習の講習会を実施するとともに、そういったコンクールの応募先の増加を目指していきたいと考えているところでございます。

以上、3社の事業計画ということで、雑駁ですが、ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 平成27年度の事業計画の方で学校連携に力を入れてくださるということで、結果を大変期待しております。

私自身が、西台図書館に行ったときに、近くの中学生在が職場体験で来て、ポップを書いて、それを目立つところに張っていただいているとすごく目を引いたので、中学生と図書館との関係が大変いいなと思って見ておりました。

こちらに年度の目標が書いてあるのですが、その前の推移という数字が余り分からなかったもので、取り組んだことの成果がどういうふうになっているのか知りたいなと思ったことが1点。

それから、司書の方の司書率について50%が大体中心的な数字になっているんですけども、司書率はどのぐらいの数字が必要なんですか。

中央図書館長 まず、年度の推移なんですけれども、サービス水準書のところに、一応、まだ確定はしていないんですけども、平成26年度の実績見込みという数字と、あとは今後の目標値というふうになってございます。また、事業報告のときに、実績の推移についてご報告したいと思ってございます。

あと、司書率につきましては、一応、協定の中で35%以上というようには言っていますが、ただ、なるべく司書については確保してほしいということで、要望はしているところでございます。

ただ、4月になって人事異動ということもあります。各会社とも司書を養成していくような、そういった研修プログラムもやっておりますので、各会社とも、

資格取得者の増加に努めているところでございます。

委員 長 ほかにありますでしょうか。

3社で営業利益及び販売費、管理費がかなり違うんですけれども、それぞれ取り扱っている図書館の数とか規模とかが違うので一概には比較できないとは思いますが、何となく差があるなというのを、数字だけで見るとそんな感じがしました。

中央図書館長 本社の規模とか、そこら辺の会社全体の方の決算とかに営業利益率というようなのが算出されておまして、今回、設定するに当たりましては、第三者であります税理士会を通じて、それが妥当であるかどうかということで最終的に判断させていただいた結果になってございます。

委員 長 単純に、利益率は全体の金額の何%とか、ある程度一定で決めてしまった方が、その会社によって色々と違ってくるとするのは面倒くさい。それはプレゼンで、それを含めて選択されているとは思いますが、利益率を一定で決めてしまった方が分かりやすいような気がするんですけれども。

中央図書館長 今回は、指定管理者の更新のプロポーザルのときにご提案があったものということで、全庁的な取り決めのなかで、最終的に妥当かどうか判断させていただきました。

あと、平成27年度は中間年度ということでございますので、外部評価委員会を設置いたしまして、収支状況を含めて、この利益率が妥当であるかどうかも再検討するという事になってございます。

委員 長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

委員 長 では、なければ、お諮りいたします。日程第三十七 議案第44号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

#### ○報告事項

##### 1. 平成27年度第1回区議会定例会（2月）一般質問答弁要旨

(資料・次長)

委員 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成27年度第1回区議会定例会

(2月)一般質問答弁要旨」、について次長から報告願います。

次 長 それでは、資料に基づきまして、平成27年度第1回区議会定例会一般質問の答弁要旨について、ご報告いたします。

2月13日に開会されました本会議での一般質問でございます。

まず、1番目の自民党の田中やすのり議員。

タイムラインについての対応ということで、自然災害等の対応についてのタイムラインの活用についてご質問がございまして、今後、各学校で統一的な対応で取り組めるようにというご指摘がございました。

続きまして、2ページ目。桜井きよのり議員、自民党でございます。

金沢市と石川県との友好の方向性についてということで、区民向け講座を実施しておりますが、今後の対応についてご質問がございました。

また、続いて、公明党のいしだ圭一郎議員。

自殺予防についてということで、自殺予防教育の実施の可能性についてということで、具体的な取り組み状況等についてご説明をしております。

3ページですが、公明党のかいべともこ議員。

こちらは、子育て支援に関連しまして、発達障がい児・生徒への支援拡充ということでご質問がございまして、東京都で今計画しております特別支援の対応、情緒障がい等にそうなんです、対応についてご質問がございました。

こちらについては、都の第三次計画ということで計画されているところでございますが、平成27年度を準備期間とし、平成30年度を目途に全小学校での特別支援教室及び教員の巡回指導体制の整備を行うというようにしておりますが、板橋区でも平成27年度中に全小中学校で導入するための準備を開始していきたいというように答弁してございまして、平成30年度を目途にできる限り対応していきたいと思っております。

続きまして、4ページです。

共産党の熊倉ふみ子議員。

学校給食費の無料化というご質問がございまして、こちらは就学援助制度によって基本的に生活困窮の方については対応しているということで、経済的困窮世帯以外の公費の拡大については考えていないというように答弁してございます。

続きまして、5ページに市民ネットの五十嵐やす子議員がございまして、ご質問としましては、7ページのことです。

平和教育における教育委員会の考え方ということで、教育勅語に対する教育委員会の考え方ということでご質問がございました。

こちらについては、議員の方で、教育勅語のような内容のものを掲示していた学校がある、その辺についての対応ということでご質問がございました。

答弁ですが、教育勅語は平成22年の衆議院における教育勅語排除に関する決議及び参議院における教育勅語等の失効確認に関する決議により廃止されており、学校教育においては、現在、取り扱うことができないということをお答えしています。

また、今回ご指摘のあった掲示していた学校につきましては、掲示物を取り外すよう校長に指導したところです。

また、定例校長会が2月にございまして、教育現場で掲示物や配付物等を適切に取り扱うよう校長宛に通知いたしまして、不明なものについては教育委員会の方に問い合わせ確認して対応するようというところで通知を出しているところがございます。

続きまして、8ページのところで、民主党のおなだか議員でございます。

あいキッズの全校実施に向けてのご質問ということで、委託法人で今後担っていくことが大丈夫なのかというようなことについてご質問がございましたのに加えまして、委託法人によるサービスの差があるのではないかとご質問がございました。

こちらについても、現在、エリアマネジャーが各あいキッズの現場を巡回し、モニタリングをしているところでございます。サービスの水準の確保に努めているところですが、ほかのあいキッズでやっているよい取り組みについては、あいキッズの責任者会議、指導者会議等で情報共有を図り、あいキッズ事業全体の質の向上に努めていきたいというように答弁しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 3ページのかいべとも議員の質問の、発達障害の児童・生徒への支援拡充についてということなんです、1月20日に板橋三中の研究発表の際に、明星大学の森下先生から、特別支援教育の現状とインクルーシブ教育、これは障がいのある子とない子がともに一緒に勉強していくという、そういう内容だったんですけれども、そういうお話を伺う機会がありました。

そのお話を聞いて、やはり障がいに対する理解というのがまだまだ足りないなということを強く感じました。

学校を訪問していく中で、通常学級の中でそういった支援を必要とするお子さんがすごく増えているという声が大変多かったのも、やはりこういった施設とか環境整備ももちろんなんです、それに加えて、障がいについて正しい理解をしたり、その対応について私たちがもっと勉強していかなければいけないなということを強く感じました。

学習支援ですとかボランティアの方にお手伝いいただく中で、対応が分からずに○付けでバツをつけてしまったらその子がとても傷ついてしまったとか、そういうお話を聞いたことがあるんですね。

ですから、色んな方がこれから学校に入っていく中で、色々な子供たちが大勢いますので、そういうところをしっかりとボランティアで入る方たちにも理解していただくことが必要なのではないかなと感じました。

次長 ご指摘がございました特別支援教育につきましては、従来、教育委員会では、

学籍という籍の方に注目して学務課で担っていたところですが、実際の教育活動、教育内容ということに着目して、あるいは教員の意識改革、理解促進ということを進めていくために、来年度は組織改正を行いまして指導室の所管になりますので、今までは、ハード的というか、制度的なことで考えていたものを、実際の中身に入った形で、かつ学校の通常学級との連携とか、そういうことをよりできるようにしていきたいというように思っております、やっぱり教員への意識改革、理解促進というのが一番、今後、大事な課題になってくるのかなと思っております。

青木委員 今のお話で、ちょっと私が見聞きしている話は、海外の事例がありまして、実際にかかわっているのが、今、遊具や遊戯機械というようなものを使って、そういう障がいがある子どもたちが体験的に少し体を動かしたりというところから何か覚醒させるというような取り組みが、中心になっているのがカナダ、イタリアの大学の先生たちというのがあって、そこに2年ぐらい参加したという経緯があります。

その中で、色々な国の方の意見を聞いていても一定の効果があるという話があるのは、やっぱり何か体験させること、これは皆さんもよくご存じだと思いますけれども、その中で、単に体を動かすというところから始まって、少し実験や体験的なことをさせる。

簡単に言うと、サリバン先生がヘレンケラーにやっていたような話になると思うんですけど、これが効くんだという定説があって、そこにどうシナリオを盛り込んでいくかというのが、これからソフトの面で考える課題だということによって議論されておりましたので、そういったことを対策というか、どうするかというような形で、今後、先生方を中心に考えていくということがやっぱり大事なのかなというのを感じて帰ってきたので、その辺が1つヒントになればいいなと。

以上です。

松澤委員 すみません、今のことに少し関連しているんですけど、やはり特別支援の問題もそうなんです、普通学級のことで、そういった特別支援になってしまうのかというのが分からないお子さんも多いので、これからソフトの面を考えていくと、現場の声を聞いていくということによって、その現場の先生たち、そういった方が連携して行って、色んな、こういったときにはこうした方がいいという話を、色んな学校さんを通して事例をつくっていかねばいけないのではないかなというように思いました。

これがいいという、必ずしも、答えがあるという問題もあるかとは思いますが、新しいものがどんどん出ていく環境で、これから自分たちでそういったものを探していくということが大切なのではないかなと思うので、特別支援も含め、教育支援センターの方でそういったことも含めてやっていただきたいなという気

持ちがあります。

あと、もう1点、先ほど高野委員からお話があったあいキッズに関してなんですけれども、あいキッズのきらきらタイムの方は大丈夫なんですけど、さんさんタイムの方で親御さんからのご質問が多いのは、そういった使い方に対してでしたり、きらきらタイムとさんさんタイムの大きな違いでしたり、あとは、たまに預けたい方と、さんさんタイムを子供さんが低学年でちょくちょく使いたい方もいらっしゃるもので、その辺の把握。お子さんが行っているのか行っていないのかというのが、きらきらタイムの方は把握が完璧にされていて、親御さんがお仕事されているチェックもされているのであれですが、さんさんタイムの昼間の時間に関してのそういったことが、僕らでも親御さんに聞かれたときにこうですよという説明ができる形に、これからしていっていただければ非常にありがたいなというのが1点です。

学校地域連携担当課長

参加については、さんさんタイム、きらきらタイムにかかわらず、あいキッズに来ると、メール配信システムによって、保護者の方には「ただいま入室しました」というお知らせは区別なくやっているところではあります。

一方で、就労家庭の場合ですと、時間管理が1、2年生に限ってということではありますが、きめ細かくしたために分りにくくなっている部分もありますので、機会あるごとに保護者の方には説明させていただきながら、また、制度がこれから進んでいく中で改める部分もあろうかとは思いますが、皆さんに浸透していければということでもありますので、できるだけ早いタイミングで皆さんが理解していただけるような形で、機会を見つけて、私どももPRしてまいります。

教 育 長

今の点についてまとめてもらって、次の教育委員会なり、4月の教育委員会に、その辺が分かるように、保護者の皆さんにも分かっていたらいいような、教育委員会の皆さんにも理解していただけるような、そういうペーパーをつくって提出してください。

学校地域連携担当課長

はい。

松 澤 委 員

もう1点、最後に、こちらにいじめと自殺のことが書かれていたんですが、昨今、教育もそうなんですけれども、お子さんの事件とかが多いので、そういった面を含めて、不登校の生徒などの把握ですとか、お子さんだけではなく、その地域のそういった防犯について、この地域は危ないのではないかとか、そういった声も情報を共有できたらよろしいのではないかなと思いました。その点も、これから来年度に向けて考えていきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

指 導 室 長

いじめと不登校の件は、色々と私どもも非常に心配しているところです。

いじめのことは、今日はいじめの冊子ができましたので委員の皆さんにお配りしていますが、これで既に10月からスタートしていますので、学校の体制もこれに基づいた学校ごとの基本方針でやっているところです。

不登校の件は、板橋は数が多いという状況もあるので、その点は学び支援プランの重点事項になっていますので対応していきたいと思っています。

あわせて、川崎の例の事件の後、文科省から学校が会えない子供は何人いるかという調査をかけておまして、文科省の調査では7日以上連続して会えない子供が現時点でいるかという調査でした。

私どもの学校で調査したところ、5名ということで板橋は数字を挙げさせていただきました。

今のところ、5名のうち、お1人は、実は、一昨日、たまたま学校が家の周りを張り込んだという形にして会うことができたので、現実的には、今日の時点では会えない子供さんは4名です。

4名のうちの1人は日本の方ではない方として、帰国されたのだろうと思われていますが、お断りなく帰国されておまして、既にそのお宅には別の方が居住されている状況でございます。

残りの3名は、学校だけでなく、児童相談所も子ども家庭センターも、家庭訪問しても会うことが拒否されているという状況です。

ただ、ポストのものもなくなっていますし、届けたものもなくなっているし、夜には電気が点くというので、恐らく住んでいて、安全は確保されているだろうとは思われますが、現時点で、学校の職員は子供に直接面会することができていないということになっております。

委員 長 川崎もそうなんですけれども、そういうご家庭は親にも会えないんですか。親にも連絡がとれないんですか。

指導室長 お電話とか家庭訪問させていただいてもお出にならないという状況で、学校だけではとにかく対応できないので、先ほどの子ども家庭支援センター、児童相談所、民生委員とかがお宅にご訪問させていただいても、お出にならないという状況が続いております。

委員 長 手紙を入れたりなんかは。

指導室長 学校からの手紙は入れています。その手紙はお取りになっているようなので、住んでいらして、恐らく安全な状況と思われていますが、確認ができていないというところが問題であるということです。

委員 長 以前聞いた話だと、学校に親が行かせないなどというご家庭もあったようですが、そんな感じもあるんですか。

指導室長　　そういうご家庭も確かにあります。

委員長　　以前、そういうので伺ったのは外国人のご家庭ということでしたけれども、この3名の方は、でも、それも分からないんですよ。

指導室長　　恐らく日本の方だと思います。そこは未確認ですが。住んでいらっしゃることは間違いないというところであります。

委員長　　ほかにございますでしょうか。

あとは、タイムラインの考え方というのは非常にいいと思うんですけども、恐らく、台風も何回か来て、結構、タイムラインをスタートしたけれども途中で消えてしまうというのが続くとは思うんですけども、それに諦めてはいけませんが、なかったからといって、次に軽く見ないようにしていただければよろしいかと思っております。

あと、教育勅語に関しましては、もちろんこのとおりでございますが、これだけ見ますと、本当の教育勅語そのものを貼ったのではないかという気がしたんですけども、聞くところによりますと、教育勅語そのものではなくて、教育勅語の中に書いてあるものを抜き取って現代語に書いたものを貼っていたということです。

教育勅語そのものを決して推進するわけではないんですけども、そこに書かれている「友達と仲よくしよう」とか、「家族を大切にする」とか、その辺のことまで否定されたら困るなという。

中学校ですから、「夫婦は仲よくしよう」などという部分はどうでもいいと思いますけれども、「友達を大切にする」というような部分はきちんとしてもらいたいなと思います。

以上です。

ほかになれば、次に移ります。

#### ○報告事項

2. 人事情報（都費職員 平成27年2月分）

（指－1・指導室）

（区費職員 平成27年2月分）

（庶－1・庶務課）

委員長　　報告2「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長　　資料「指－1」でございます。

例月行っております、都費負担職員の非常勤の人事についての報告です。

2月末現在でございます。

この表の中にあります括弧内を含めまして1, 833名で、1名減です。

1名減は、再任用の事務職員の方がご退職されたということがございましたので、1名減となりました。

増減につきましては、4名増になっておりますけれども、育児休業2名、病気休職2名、都合4名の増でございます。

2番の期限付任用教員についての数字は変わっておりません。

非常勤職員につきましては、学習指導講師がマイナス1で147になりました。

(2)以降は変わってございません。

指導室は以上でございます。

庶務課長 区費職員の部分でございます。

一般職員、再任用・再雇用職員ですが、先月末から増減はございません。

裏面をご覧くださいますと、非常勤職員のところで、特別支援学級介添員、これが1名減ということですが、先月、1名雇用したのですが、勤務実績ゼロでそのまま退職してしまったというような状況でございます。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

特に大きな変化はないということで、よろしいでしょうか。

(はい)

#### ○報告事項

#### 3. 平成26年度教育委員会事務局定期監査の結果について

(学-1・学務課)

委員長 では、報告3「平成26年度教育委員会事務局定期監査の結果について」、学務課長から報告願います。

学務課長 平成26年度教育委員会事務局定期監査の結果と今後の対応について、ご報告させていただきます。

資料「学-1」、3ページをご覧ください。

平成26年度教育委員会事務局の定期監査が先の12月5日に実施されまして、2月25日に監査結果が監査委員より報告されました。

このうち、学務課所管業務であります特別支援教育就学奨励(校外教授費)でありますが、この業務の事務処理につきましては、極めて不適正であるという指摘がなされました。

大変申し訳ございません。お詫びをさせていただくとともに、本日、指摘内容と今後の対応についてご報告をさせていただきます。

資料の3ページ、5番、指摘事項でございます。

区は、小・中学校に設置された特別支援学級のうち固定学級に通う児童・生徒

の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級連合遠足、連合移動教室の参加費全額について支援、これを校外教授費と申しますが、これを行っております。

具体的には、小学校は7月に二泊三日、合同で移動教室を実施。中学校は4月に遠足、7月に二泊三日で移動教室を合同で実施します。

これにかかる諸経費（バス代、宿泊費、教材費等）について支援を行うものでございます。

校外教授費につきましては、要綱等がなく支給を行ってまいりました。こちらの事務処理手順につきましては資料の4ページに記載のとおりでございますけれども、流れといたしましては、初めに、保護者から校外教授費の請求・受領等に関する権限を学校長に委任するとした委任状を校長に提出していただきます。学務課は、学校長から就学奨励費請求書を提出していただきまして、支給手続きを行います。

学務課は、経費の資金前渡を受け、交通費等を事業者に支払い、残額を幹事校等に渡し、幹事校は事前に購入するものの経費を除いて、参加校に渡します。

事業終了後、学校から「戻入理由書」を提出していただき、これに基づいて、学務課が精算処理を行うものでございます。

監査では、学務課が各学校に提出していただいております戻入理由書の中学校連合遠足分につきましては、あらかじめ「0円」と印字し、ゼロ精算を記していたということ。また、学務課で実施した学校別実態調査によりますと、欠席者分について戻入された額のほかに、本来の事業目的以外の用途による支出があったことが判明いたしました。

資料の5ページをご覧ください。

こちらが学校別の実態調査による整理でございますけれども、これによりますと、平成26年度の校外教授費の資金前渡受領額は853万8,000円でございます。このうち連合行事支出額が、724万5,939円で、残余额については129万2,061円ということです。

このうち40万2,438円については既に戻入を行っておりますので、残りの88万9,623円については、連合行事以外の用途による支出が50万1,416円。これと固定学級設置校で保管している現金38万8,207円となります。

この実態につきましては、4ページの下に記載しております歳出予算整理簿の内容とは異なっておりまして、こちらのそごが出ているということで、極めて不適正な事務処理であるという指摘が今回なされました。

なお、今回の実態調査の結果、支出につきましては、事業本来の目的による支出と、本来の事業以外の支出で特別支援学級の運営上必要と判断できる支出、教材費等でございますけれども、この2つに大別されまして、これ以外の支出はないということを確認しております。

これを踏まえまして、監査からは、以下、3点の改善措置を講じるように指摘されております。

改善措置でございます。

1点目が、平成26年度の校外教授費の支出金は正当な支出金額による精算を行うこと。

2点目が、平成25年度以前の校外教授費の支出金については、早急に実態調査し、残額について返還すること。

3点目。学務課及び固定学級設置校は平成27年度に向けて、要綱等で支給に関する目的・対象・事務手続きについて基準を定め、マニュアルを作成するなど、事務処理手順を整えて、事務の適正化を図り、再発防止に取り組むこと。

以上3点が指摘されております。

学務課の今後の対応といたしましては、まず、平成26年度分につきましては、支払金額を精査し、残金については戻入いたします。

2点目、平成25年度以前のものについてですけれども、こちらにつきましても同様の調査を行いまして、適正な精算を行ってまいります。

3点目、平成27年度の会計処理でございます。

学務課におきまして、現在、当事業の事務処理、会計処理のあり方について、関係部署と協議をしながら見直しを行っておりますが、基本的には、区の事業として予算を組み替えて、適正な支出を行ってまいります。

また、事務処理方法につきましては、設置校長会を通じまして、各学校に徹底を図るとともに、保護者への周知についても適切に行ってまいります。

最後に、今回の監査の指摘は大変重いものでございまして、学務課としては深く反省し、二度とこのようなことがないよう改善・見直しを行いまして、基本的な事務処理について、職員に改めて徹底をしてまいります。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

校外教授費支給について定めた要綱がなかったというのもまずかったと思えますし、不適正であったというのは誠に遺憾であります。

同様のことがほかのセクションでもないか見ていただいたと思うんですけれども、報告がないということは、多分、ほかは大丈夫であろうということとっておりますので、この辺の要綱をしっかりと作るとして、今後このようなことのないように努めていただければよろしいかと思えます。

次長 昨日、学務課以外の全所属の係長を集めまして、この事故の内容について説明をするとともに、同様の事務処理をやっていないかどうか、もう一度確認をするようにということと、適正でないというように少し感じる事務処理もほかにあるのであれば、この機に平成27年度に向けても全部改善しようということで、全ての係長に指示いたしましたので、もしそういうことがあれば報告をしてもらって改善をしていきたいと思っております。

ただ、今の時点では、具体的にそういう事例は上がってございません。

委員長 分かりました。よろしくお願いいたします。

○報告事項

4. 生涯学習推進懇談会検討報告について

(生－1・生涯学習課)

委員長 それでは、報告4「生涯学習推進懇談会検討報告について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生－1」をご覧ください。

平成25年3月から検討を行ってまいりました板橋区生涯学習推進懇談会の検討結果がまとまり、2月27日に区長に報告書を提出できましたので、ご報告いたします。

時間の関係で、概要を報告させていただきます。

検討期間は平成25年3月25日から平成27年2月27日で行いました。

今期のテーマでございますが、「これからの時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」でございます。

社会の変化や要請に対応し、区民の学習支援を持続可能にしていくことが求められておりました。今後の区の生涯学習振興の方向性や仕組み・施策のあり方などを検討してまいりました。

報告書の内容を簡単にご説明しますので、次ページのポンチ絵をご覧ください。

4章立てになっておりました。I章は国・東京都の動向及び板橋区の取り組みについて述べております。

次に、II章は振興方策の方向性ということで、板橋らしい「学びの循環」、これを基調にしていくこと。そして、区民の力を生かしていくとともに、シニア世代だけではなく、あらゆる世代の学びを支援する環境整備の必要性について記載しております。

そして、III章で、板橋区の現状と課題について、3つの方向から検討しております。1つは、情報提供の観点から、次に、あらゆる世代が学び、集う場、あるいは機会の提供について、そして、学習成果を地域につなげる仕組みづくりについて論を進めております。

最後に、IV章で、今後必要とされる取り組みについて、5点にわたって方策を提言いただきました。

第1点目は、学習サークルなどの情報のデータベース化やSNSの活用を含む情報方法の工夫について。

2点目は、若者を対象とした取り組み方策。

3点目に、区民参画型の事業やコーディネーターの育成や配置などにより、区民の学んだ成果を様々な形で生かしていく学びの社会化を進める方策。そして、

4点目に、現在、検討を行っております生涯学習センターへの期待を中心に、学習活動の拠点となる施設の整備について。

最後に、それらを実現するための組織の横断的な連携が必要であるということ

についてご意見をまとめさせていただきました。

この報告書の最後に記載しておるわけでございますが、今回の報告を受けて、区では、次期教育ビジョン策定の際の参考にするとともに、区民に広く意見を聞き、報告にある取り組みをより多く実現できるように努めてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、ご報告といたします。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今後の生涯学習の振興方策の方向性として、学びの循環による区民主体の活動が大切であるということですが、大原、成増、2つの社会教育会館のサークルフェスティバルや地域センターのセンターまつりなどに行きますと、区民の皆様が、学習することでご自身の趣味や教養を深めるということだけではなくて、仲間の方たちとのネットワークで、地域の絆ですとか、まちづくりに大変つながっているなというのを実感しております。

課題として若い世代の参加が少ないということでしたが、若者がこれから利用できる生涯学習センターの整備がされるということで、大変期待しております。

こちらの資料の16ページのところに、若者が活躍できる場や機会の拡充ということで、中ほどに「ジュニアリーダーの活動を卒業して顧問となった若者たちが」というところがあるんですが、3月1日にジュニアリーダーの研修会がありまして、ここに書かれているジュニアリーダーの顧問の方たちが17人ぐらいで100人近いジュニアリーダー、小中学生の研修をしっかりと行ってきていました。

ジュニアリーダーの小中学生にとっては、年齢が近い顧問の方たちというのは大変話しやすい存在であったようで、ふだんは児童館の先生方にご指導いただいているんですけども、またそれと違って、とても和気あいあいとして、いい雰囲気での研修会だったと思います。

顧問の方たちには、これから色んな、区ですとか、地区の行事で活躍していただくのはもちろんですけども、また、地域の中で、小中学生が気軽に話せるお兄さん、お姉さんとして、先だつての川崎の事件でも、中学生に意見を聞くと、自分たちが困っていることとか、そういう仲間のことは、先生とか親、大人には相談しにくいんだというような声がたくさん聞かれました。

ですから、こういった若い人たちがそういう小中学生と触れ合うことで、色々な悩みとか、そういうものを聞き出すことができればいいなと感じました。

そういうことに大変期待しておりますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長 どうもありがとうございました。

ジュニアリーダーの顧問については2年前から色々検討してまいりまして、ぜひ活躍の場を提供しようということで準備を進めてきた結果、第一弾としては、ジュニアリーダーの初級研修会の中でお兄さん、お姉さんからの指導をしてもら

う、これは児童館の方がやっていたが、そういうところではなくて、今、委員がおっしゃるように、年齢が近い、また、同じ境遇で育った子たちがそれを教えるということで、非常に素晴らしい研修会になりました。当日、来ていただきまして、誠にありがとうございます。

ジュニアリーダーの顧問については、5月に顧問会を発足するという運びになっていまして、その前の親子のたこあげ大会、これは生涯学習課の事業でございますけれども、そちらの方にも来ていただくということで、シティマラソンにもボランティアとして参加するとか、様々な部分で活躍していただいて、委員がおっしゃるように、地域にまた戻ってもらって、ぜひ、中学生、小学生が気軽に相談できる、そういう役割も担っていただけるといいなと。

それを見て、また、ほかのジュニアリーダーが卒業したらそういうふうにしていこうという1つの指針になるかなと思って期待しているところでございます。

今後ともよろしく願いいたします。

委員長 教育委員会は生涯学習課があるんですけども、「グリーンカレッジ」があったりとか、あるいは「かなざわ講座」も教育委員会でやっているし、くらしと観光課もやっていたということで、他の部局との生涯学習のあり方を上手く調和しながらやっていただけるといいかなと思っております。

若者を増やしたいということなんですけれども、大学との公開講座については、例えば65歳以上は安くなったりしていますよね。そうしたら、若者を安くしてやったら来るかなという気もしますが、多分、来ない。来られないんですね、時間的な問題とか。

結局、若者は、現在、例えば働いているとか、学校に行っているとか、そちらの方に一生懸命やっている部分があるので、なかなかほかの学習をしろというには、よほど興味のある人でないと難しいなというのはあるかとは思いますが。

生涯学習課長 ありがとうございます。「大学公開講座」は特殊かなと思っていまして、テーマ的な部分も含めて、健康の部分が多かったりという部分もあります。

ただし、社会教育会館とか、あるいは文化財の観点から、小中学生とか若い世代が魅力を感じるような内容をこれからどんどん取り入れていきたいなと思っております。

今、郷土芸能でも、結構、若い人が注目し出して、この間の板橋の郷土芸能でも若い人がちらほら見えるようになっておりますし、また、団体の方も、子供たちから育成していこうということで力を入れていますので、そういう部分も含めて、ぜひ、今までみたいにシニア世代をターゲットにするということではなくて、ここの報告書に書いてあるような方向で、ここの最後に「生涯学習課が頑張れ」というエールも送られておるところでございますので、ぜひ、所管、関係部署と連携をとっていききたいと思ってございます。

委員長 区の広報ですと、結局、セクション別のイベントの案内になってくるじゃない

ですか。

そうすると、講演があつたりするのが全然別のところになるから、そういった生涯学習的なものは、ある程度、セクション横断的にまとめてくれる部分があるともっと利用しやすいかなというのを感じます。

生涯学習課長 ありがとうございます。その点も含めて、ぜひ、工夫してまいりたいと思います。

青木委員 では、一言だけ。多分、同じそういう縦割りの話は、どこの組織でもある話だと思うんですけども、我々は、そういうのを横つなぎするという組織を別に、例えばIRというようなことがあると思うんですけども、こういうところできり上げてやっていくしか、なかなか難しいのかなというのを個人的に思っています。その辺の取り組みというのを意識されるかどうかというのも含めてご検討いただければと思います。

生涯学習課長 頑張って、その辺を何とかしていければいいかと、そういうようなこちらの中身でございますので。

青木委員 我々の職場でも、そのIR（情報統括委員会）という部隊が、横断的に色々な情報を統括するという組織を立ち上げて、主だった縦割りの人たちを集めて、一回、情報共有会をして、大分、好評だったものですから、やるのであれば、そこら辺まで徹底的にやらないと難しいかなと思っています。

生涯学習課長 参考にさせていただきます。

青木委員 いいえ、とんでもない。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

#### ○報告事項

##### 5. 少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修検討会報告について

(生－2・生涯学習課)

委員長 では、次に、報告5「少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修検討会報告について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生－2」板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修庁内検討会の報告でございます。

#### 1. 検討会の設置でございます。

八ヶ岳荘は開設後31年を経過し老朽化が進んでまいりまして、今後、施設改修に向けて総合的な検討を行う必要があるということで検討を行ってまいりまし

た。

検討期間は、昨年10月11日から本年2月5日でございます。

検討内容として、(1)施設の機能について、(2)代替の可能性について、(3)施設維持の経済性の3点についてでございます。

結論としましては、総合的に見て、他の施設で施設の主力である移動教室の事業を実施することは非常に困難であり、施設は今後も存続すべきであるということ、そのためには根本的な改修工事を早急に行うことが必要であるということでございます。

これを受け、改修計画についてまとめております。

若干、説明を加えさせていただきますが、報告書の1ページに目的が書いてございます。

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画では、大規模改修を建築後30年としておりまして、八ヶ岳荘は寒冷地であるにもかかわらず31年が経過しております。

3ページ下段から、機能について書いてございます。

学校教育機能である移動教室の重要性や社会教育機能も加え、指定管理者の導入により一般の区民の利用も増えております。

区と同様の施設として榛名林間学園がございまして。統合の可能性についても検討しましたが、物理的な面や学習効果の面から、さらに民間施設の活用、経済性などについても含め検討させていただきましたが、8ページの最終行に太字で書いてありますけれども、開設後30年を経過した今、施設を維持するための根本的な改修工事を早急に行うことが必要であると結論づけました。

9ページの改修計画でございます。

施設の現状や区の財政的な面を鑑みて、スケルトン工事ではなく、躯体の長寿命化や施設の全面的な更新などの改修工事、これを行っていくことを基本として、現状の利用を継続する方向で考えてまいります。

10ページに改修工事のスケジュールを記載しておりますが、冬期工事ができないということもございまして、移動教室期間について配慮してまいりまして、閉鎖期間は平成30年度の1年間とし、平成31年度より新装開館していくということとしました。

このため、現指定管理者の指定期間を2年延長し、平成29年末までに変更させていただければ、工事期間は指定管理者の指定を行わず、平成31年度より新たな指定管理期間の開始ということで予定をいたしました。今後、区の個別整備計画との調整を図ってまいりたいと思っております。

長くなりましたが、八ヶ岳荘の報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

一応、移動教室等で必要ということで、区の全体的な方針等もありますので、その辺も含めて、とりあえずはこういう検討会をしていたということによろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 青少年センター（仮称）開設検討会報告書について

（生－3・生涯学習課）

委員長 では、報告6「青少年センター（仮称）開設検討会報告書について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料3をご覧ください。

青少年センター（仮称）開設検討会報告書についてご報告をさせていただきます。

これにつきましては、中高生を中心とした若者を対象とする青少年センターについて、庁内の検討会における結論がまとまりましたので、報告するものでございます。

まず、検討の経過でございます。

平成23年3月の青少年問題協議会の答申を受けまして、平成24年度から既存施設を活用した青少年センターに関する検討を開始しまして、昨年2月に2つの社会教育会館が中心的な役割を担い、併設する児童館を有効活用する案を報告させていただきました。

その後、検討会を5回開催いたしまして、青少年センター機能と社会教育会館機能をあわせ持つ生涯学習センター、この方向性と青少年センターに求められる機能について、あと、各課との連携等の視点から検討してまいりました。

この間、ほかの自治体の青少年施設の視察や当事者である若者や若者支援にかかわる方々から意見を聴く交流会を実施しました。

また、社会教育会館の利用者懇談会において、中高生を中心とした若者の利用を増やして世代間交流を促進する提案を行いましたところ、参加者からは賛同が得られ、具体的な協力内容についても提案が、今、寄せられているところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、検討会では、青少年センターに求められる機能を「ユースプラザいたばし事業（仮称）」として整理いたしました。

この事業について、これから説明をさせていただきます。

お配りしておりますポンチ絵をあわせてご覧ください。

このユースプラザいたばし事業では、中高生を中心とした若者の成長を応援する事業というコンセプトに基づいて事業を実施してまいります。

また、事業の対象を中学生からおおむね30歳未満の者といたします。

事業の拠点は大原、成増の両社会教育会館とし、併設の児童館スペースを有効活用いたします。さらに、学校施設、文化施設及び体育施設等の区施設と連携して事業を実施してまいります。

事業の具体的な内容については、3つのステップに分けて記載しておりますが、

後ほどご確認ください。

事業に参加する若者は必ずしもステップ1からということではなくて、自分自身の状況や課題に応じて事業を選択し、参加する。

事業を通して若者が自主グループを形成し、地域住民を巻き込むなど、次第に事業をサポートする側として事業にかかわれることを目指します。

このように、社会教育の手法により、事業を通して若者の自己表現を引き出し、若者と社会とのつながりを生み出し、さらには学んだ成果を他者へと還元する学びの循環を形成し、若者を中心とした共助の仕組みを構築する事業といたします。

今後の展望でございますが、青少年にニーズの高い体を十分に動かすことのできるスポーツ施設は社会教育会館及び併設の児童館スペースでは対応が難しい部分がございますので、既存の区体育施設等と連携して事業を展開してまいりたいと思っております。

また、中長期的には、閉校となった学校施設を活用し、公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画との整合を図りながら検討いたします。

そして、報告書に基づいて、ユースプラザいたばし事業を現行の社会教育会館に付加した生涯学習センターの具体的な計画、これについては平成27年度の早い時期に明らかにしたいと思います。

生涯学習センターについては既に第3期の学び支援プランの重点事業として位置づけられているところでございますが、今後は新しい教育ビジョン及び教育振興推進計画、また、区の次期基本計画にも位置づけることで、若者施策及び生涯学習の振興に積極的に取り組んでまいります。

以上、ご報告でございました。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 私自身が、平成22年度の青少年問題協議会の一員として参加しておりましたので、地域での居場所づくりということで、この青少年センターが検討されて、ユースプラザいたばし事業の概要ができ上がって、大変嬉しく思っております。

この内容について拝見しますと、ステップ1から3まで、利用する方のニーズによって色々なプログラムがあって、気軽に利用できるのも、ぜひ、多くの方に、利用していただきたいと思っております。他の施設を視察した時に、参加する方が限定されているというようなことが書かれていましたが、広く多くの方にこの事業に興味を持っていただきたいなと思いました。

あと、質問なんですが、現在、児童館で行われている中高生対象の事業については、いずれこちらの方に移行するののかということと、それから、この事業内容の中にボランティアに関するものがなかったので、色々な児童館で個別にはされているとは思いますが、そこで得たものをさらにステップアップできるような、そういうボランティアに関するワークショップみたいな何かができるといいのかなというように思いました。

生涯学習課長      ありがとうございます。児童館事業との関係性についてのご質問でございます。  
こちらにつきましては、現在、児童館の方も見直しの検討を始めている中で、  
中高生については、幼児とのふれあい体験とかボランティア事業、この辺について  
は継続していくというような意向を示しておるところでございます。  
今後、こちらの方の生涯学習センターが色々な情報をいただきながら、できま  
したら、こちらの事業としても、また続けていきたいというようには考えており  
ます。  
ただ、今、一番この青少年センターの構想の中でご意見をいただいているのは、  
2館では少な過ぎるのではないかというような話でございます。  
ただし、所管としましては、この検討会を通して、まずは2館で始める中で、  
可能性について、あるいは実績について検証しながら、必要であれば増やしてい  
くという形にしないと、最初、例えば20館つくったからどうなるのという話に  
なりますので、この辺については、しっかり事業をまず立ち上げ、充実させる  
ところから始めていきたい。  
その際に、児童館の方は枝になっていただきながら、情報の収集に努めてまい  
りたい。そこで連携していくというようなことを、今、考えております。

委 員 長      青少年の利用が増えれば非常に結構だと思うんですけども、増えれば増える  
ほど、色々な制限事項が出てくるので難しくなってきますけれども、そうなるぐ  
らい結構増えてくれればいいなと思います。

生涯学習課長      基本的には、ルール等についても、こちらの方に書いてございます運営委員会  
の方で決めていただければと思っておりますので、できるだけ、制約を最  
初からかけるのではなくて、自由なところから始めていきたいと思っております。

委 員 長      分かりました。

○報告事項

7. 魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗について（第三  
回）

（配－1・学校配置調整担当課）

委 員 長      では、次に、報告7「魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の  
進捗について（第三回）」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長      それでは、魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗につい  
て、ご報告いたします。

資料は「配－1」でございます。

今回のご報告は、先月2月27日に行われました第7回協議会の報告となって  
ございます。

今回の協議会では、前半で議事3件について協議・報告を行いまして、続いて、第6回の協議会でお示ししました事務局の統合プランについて各委員さんがそれぞれの属する団体の意向を踏まえて意見交換を行った内容となっております。

なお、事務局の統合プランでございますが、既にご報告してございますけれども、上二中に向原中を編入・統合して、向原中の校地に上二中を建設するというものでございます。

それでは、意見交換の内容について、抜粋してご報告いたします。

初めに、(1)の新校舎を建設する校地についてでございます。

①のところ、向原中の校地に建設するという意見でございます。

意見の中では、「平行線で話がまとまらないので、広い校地に新校舎を建てた方がよいと思う」、「感情移入してしまうと両校残せとになってしまう。残してほしい気持ちは置いておいて、向原中に建てて、魅力ある学校づくりのことにについて検討を始める方が大事だと思う」といったご意見。

また、「上二小の改築のときに上二中と上二小の土地の利用について考えることとして、今回は向原中の校地に建てることでいいのではないか」といったご意見がございました。

②のところ、上二中の校地に建設するというご意見でございます。

2つ目の中点でございますが、「上二小と上二中が隣り合っている土地に建てるべきであって、環七より北側から向原中に通うのは不便である」といったご意見がございました。

また、「向原中を校地にすると、環七から北側の通学区域は町会の支部と通学区域の整合性がとれない」というご意見です。ですので、上二中の方に残したいというお話でございました。

その他の意見といたしまして、裏面に行っていただきまして、上から、中点の4つ目ぐらいです。

ここで打ち切らないと、これは「結論を出さないと」ということですね、「ここで結論を出さないと、本来、平成31年に行う改築がもっとおくれてしまうので、混乱してしまうのではないか」、また、「向原中は平成21年の改築の話がきっかけで生徒数が減ってしまっている。両校の全体の生徒さんの数を考えると、2校を存続させてこの先やっていくのは難しいと思う。先延ばしにすると話がまとまらない」といった、その他の意見がございました。

(2)の校名についてのご意見でございます。

①で、上二中の校名にするというご意見でございます。

町会が上二中に対して犠牲を払ってきたので残してもらいたい。これは、町のほうが土地を提供して上二中ができているといったご意見でございます。

2つ下に行っていただきまして、向原中の現状を考えると、向原中を閉校して上二中に統合して、名前も「上二中」とするのが一番自然であるといったご意見です。これは、小規模化したのは向原中なので、上二中への統合が自然といった趣旨でございます。

②のところ、向原中の校名にするというご意見が1名ございまして、こ

これは、向原中の保護者・生徒を対象にアンケート調査を行った結果、向原町に上板橋の名は相応しくないといったご意見があったという報告でございます。

③新しい校名にするというご意見でございます。

意見の中では、「新しい校名でスタートした方が、お互いに遺恨が残らないのではないか」、「校名に執着しても情けないので、新入生や保護者を対象に、校名についてのアンケート調査をしたらどうか」、また、「向原中保護者・生徒へのアンケートを行った結果、新しい校名を望む割合が多かった」という報告がございます。

④その他のご意見といたしまして、「母校であるので、向原中を残したいという気持ちはあるけれども、協議会も7回目で振り出しに戻るわけにはいかないと思う」、「教育委員会が示した方向性はある程度決まっていたことかと思う」、また、「統合の仕方が決まっていないので、校名については現時点では決められない」といったご意見がございました。

全体的には、そろそろ結論をまとめていくべきとのご意見が多かったようでございますけれども、保護者の方や地域の方の代表ということで出席されておりますので、なかなか意見を表明できないという部分もありなのかという印象も受けているところでございます。

一定の方向性につきましては、事務局の方で責任を持ってお示しして進めていくことも必要なかと考えているところでございます。

次回の協議会は3月23日に開催される予定でございます。次回は、橋本教育長にご出席いただきまして、協議会委員の皆様から、直接、ご意見をお聞きする場を設ける予定でございます。

進捗につきましては、また追ってご報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 議事の1番のところで、向原中学校の地盤についてというのがあったんですが、これは、問題がないということでよろしかったんですか。

学校配置調整担当課長 問題はなかったです。過去にボーリング調査をしたものがありまして、その辺の資料を提出して、安全だということを説明してまいりました。

高野委員 はい。

委員長 向原中の生徒数が非常に現状でも少なく、適正規模ではないということになるべく早く解決してあげた方がいいと思いますから、そういう意味では、この事務局案で、なるべく早い時期に実施された方がいいかなと思います。

全然、余計なことですがけれども、向原の地に「上板橋」の名は相応しくないと言いますけれども、品川駅も港区に建っているのです。そんなのを例にすることは

ないんですけれども、それはこれでもいいのではないかと思います。

学校配置調整担当課長 向原中の教育環境を改善していくというのは早急に対応しなければならないと認識しておりますので、しっかりと進めていきたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 「板橋区通学路交通安全プログラム」の作成について

(地-1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告8「「板橋区通学路交通安全プログラム」の作成について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料の方は「地-1」でございます。

「板橋区通学路交通安全プログラム」の作成につきまして、第2回の教育委員会でも概要としてご報告させていただいたところでございますが、この度板橋区通学路交通安全推進連絡会が、去る3月6日に開催されたところでございます。

こちらの連絡会での協議を経まして、別添のとおり板橋区通学路交通安全プログラムを作成いたしましたので、ご報告いたしたいと思います。

今後は、このプログラムに従って、通学路の交通安全確保のため、継続的に関係機関と連携した推進体制を確保しながら進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私も以前も申し上げたんですけれども、通学路に関しては、交通安全のほかに防犯面とか、そういった面も、どうせやるのなら、そちらもやった方がいいのではないかなという気持ちではあります。

これだけに関して言えば、危険・要注意箇所も色々書いてありますけれども、例えば、倒れそうな塀があるとか、そういった危険物があるところとか、ひさしがあつて雪が落ちてきそうなところとか、あるいは、ガソリンスタンドとか、スーパーの入り口とか、自動車が歩道を出入りするのが多いようなところ、そういったところもチェックした方がいいかと思いました。

防犯面から言えば、防犯カメラがついているところとか、そういったところもあわせて検討した方がいいと思いますけれども、それは、一応、防犯の面なので、交通もあとの証拠になるから、そういうのもチェックしておいた方がいいかもしれないとは思いますが。

○報告事項

9. 平成27年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について

（図－1・中央図書館）

委員長 では、報告9に移らせていただきます。「平成27年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、資料「図－1」です。

平成27年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）についてでございます。

本案件につきましては、教育長専決事案となってございまして、教育委員会に報告するものでございます。

特別整理期間につきまして、年間スケジュール、館名につきましては資料のとおりでございます。

今年度との変更につきましては、中央図書館につきまして、今まで7日間特別整理期間を設けてございましたが、委託の経費を増額しまして、1日特別整理期間を短くしてございます。これによりまして、日曜日の開館を実現するものでございます。

なお、本案件につきましては教育委員会の告示とさせていただきます、また、直近の休館日につきましては、広報、ホームページで周知したいと思っております。中央図書館からは、以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

毎年行っている特別整理期間ということでもよろしいかと思えます。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

指導室長 体罰案件が発生しておりますので、ご報告です。

小学校、対象の子供は3年生。

体罰が起きたのは3月5日、午後の授業中に頭を軽くぼんと1回叩くというような案件でございます。

昨日、当該の学校は臨時保護者会を開催しまして、保護者の方々には周知いたしました。当該の保護者と子供さんには学校長と担任が謝罪をし、ご理解はいただいているところでございます。

本日午後にプレス発表を行うと聞いてございます。

1件目は以上でございます。

もう1件あります。

区内で脅迫の手紙が、8名の教員に実は来ている状況がございます。

これについては、板橋区内の教員だけではなくて、東京都内の教員に数多く来ておりまして、内容としては、「おまえの教え子の親からの依頼で行動を開始する」ということから始まって、「子供が自殺未遂とか鬱になったという依頼があるので、その親のかわりに、おまえが仕事をできないようにしてやる」、そういう脅迫文でして、脅迫文は全て同じ文面です。

300万円をタイに送れ。送らないとこの脅迫を実施するぞという、そういう脅しです。

ほかの区では、実家に送られたという教員もいるようでして、何らかの形で昔の名簿をどこかで入手して、教員同士の関係性は全くないので、校長も一般の教員にも色々送られていますので、不特定多数にランダムに送ったかなと。

全て「徳島中央」という消印で共通しております。封書で送られている。

各学校の教員には庶務課から注意喚起しまして、今朝の時点で8名の方に届いていますが、実際に現金を送ってしまったという事例はありませんので、被害は出なかったのではないかなと思っております。

委員長 体罰の件に関しては、頭を叩くというのは、やっぱり児童が何かしたから叩く。

指導室長 叱られて、そのまま床に座り込む形で、机の足をガンガン蹴っていたようですので、物に当たるのはだめだと指導したときに、ぼんとたたいたということがございます。

委員長 それは、まずいのはまずいので。分かりました。  
ほかにございませんでしょうか。

(なし)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 0時 18分 閉会